

平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成24年7月2日（月曜日）

○議事日程

平成24年7月2日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第23号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
(教育民生委員会委員長報告)
- 4 議案第57号 防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定について
(総務委員会委員長中間報告)
総務委員会の閉会中の継続審査について
- 5 議案第61号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
議案第62号 防府市事業所等設置奨励条例中改正について
(以上産業建設委員会委員長報告)
- 6 議案第63号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）
(予算委員会委員長報告)
- 7 決議第6号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の学力検査（C R T検査）事業に関する附帯決議（追加）
- 8 議案第64号 土地及び建物の取得について
- 9 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第66号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について
- 11 議案第67号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
- 12 議案第68号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
- 13 意見書第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 14 意見書第2号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- 15 平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の再議について（追加）
- 16 議案第69号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第3号）（追加）

17 決議第 7号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第3号）の学力
検査（CRT検査）事業に関する附帯決議（追加）

18 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	齊藤 旭 君	2番	山根 祐二 君
3番	中林 堅造 君	4番	河杉 憲二 君
5番	松村 学 君	6番	土井 章 君
7番	弘中正 俊 君	8番	大田 雄二郎 君
9番	久保 玄爾 君	10番	山田 耕治 君
11番	重川 恭年 君	12番	山本 久江 君
13番	藤本 和久 君	14番	田中 敏靖 君
15番	高砂 朋子 君	16番	今津 誠一 君
18番	山下 和明 君	19番	横田 和雄 君
20番	田中 健次 君	21番	木村 一彦 君
22番	三原 昭治 君	23番	青木 明夫 君
25番	行重 延昭 君	26番	佐鹿 博敏 君
27番	安藤 二郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松浦 正人 君	副 市 長	中村 隆 君
教 育 長	杉山 一茂 君	代表監査委員	中村 恭亮 君
上下水道事業管理者	浅田 道生 君	総務部長	阿川 雅夫 君
総務課長	末吉 正幸 君	財務部長	持溝 秀昭 君
生活環境部長	柳 博之 君	健康福祉部長	清水 敏男 君
健康福祉部理事	江山 浩子 君	産業振興部長	吉川 祐司 君

土木都市建設部長 金子 俊文 君 入札検査室長 福田 一夫 君
会計管理者 亀重 正勝 君 教育部長 藤井 雅夫 君
農業委員会事務局長 堀 浩二 君 選挙管理委員会事務局長 高橋 光之 君
監査委員事務局長 永田 美津生 君 消防長 永田 眞 君
上下水道局次長 大田 隆康 君

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永 亨仁 君 議会事務局次長 末岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、高砂議員、16番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

この際、お諮りいたします。お手元に配付しております申し出書のとおり、産業振興部長より発言の一部を取り消したい旨の申し出がございました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、産業振興部長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 2分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第23号を議題といたします。本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。重川教育民生委員長。

〔教育民生委員長 重川 恭年君 登壇〕

○11番（重川 恭年君） おはようございます。3月議会定例会において閉会中の継続審査となりました議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について、6月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「葬儀所業務の廃止について、なぜ、パブリックコメントを実施しなかったのか」との質疑に対し、「葬儀所業務の廃止については、利用者の減少に伴い、民間で十分事業が行えるという考え方から、行政改革の一環として行政改革委員会に諮問し、その答申を受け、条例を改正しようとするものです。パブリックコメントを実施いたしますと、賛否を問うような結果となることもあり、パブリックコメントの対象を定めた実施要綱第3条の各号に該当するものではないと考えております」との答弁がございました。

また、「参考人である防府市自治会連合会からは、葬儀所業務の廃止について反対意見が多く出されており、十分な市民参画が図られずに議案が出されたのは、問題ではないか」との質疑に対し、「市民サービスの低下との見方もありますが、今回の視点は、市民に賛否を問うようなことではなく、官がやるべきことなのかを含め御協議いただいております。今回は、霊柩車の更新に1,000万円かかるという問題も出ており、これらを契機に、民間でできることは民間にゆだねるということで御理解いただきたいと思っております」との答弁がございました。

また、「葬儀所業務に係る人員を3人から2人にすれば、経費は圧縮できるのではないか」との質疑に対し、「自宅葬などでは、祭壇の設置に3時間程度かかり、その間に遺体搬送等の業務が重なることも考えますと、最低3人は必要と考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「十分な市民参画がない中で議案が出されたことは問題であることを指摘しておきたい。参考人として5者の業者の方に聞き取りをした結果では、葬具については民間がかなり高く、霊柩車については陸運局の許認可のこともあり、市と余り変わらない水準である。祭壇については民間と市では大きな開きがあり、生活保護世帯については問題なくできるが、それ以外の低所得者については、業務廃止により、市は福祉面からの代替制度の考えはないと言っており、かなりの負担増になる。業者からは、一つの抑制効果があるという意見や、市の霊柩車は評判がよいという

意見もあり、この条例改正については、手続的なもの、内容的なものを含めて不十分であり反対する」との意見、また、「市が70年余りにわたって行ってきた葬儀所業務は、少数の方々の利用であったとしても、大変喜ばれた業務であり、他市に誇れるものである。余り周知されてこなかったことは、残念であり、参考人からは、防府市で葬儀費用が安いのは、市が葬儀所業務を行っていることが、抑止力になっているとの意見や、費用対効果という理由から業務を廃止することは反対で、福祉サービスの面からも業務を続けていただきたいとの意見があった。今後、少子高齢化や単身化の問題、経済状況の不安定さなどから、家族葬や、よりシンプルな葬儀を希望される方が増えていくのではないかと感じており、こういうときこそこの業務を存続させ、市民福祉の向上に力を入れるべきであり、反対する」との意見や、「制度ができた当時は、民間業者がほとんどなく、市がやらざるを得なかった経済状況、世情があると考え。その後、70年たつて、民間業者もさまざま出てまいり、市の利用者件数も少なくなってきたおり、一定の役割も果たしたのではないか。市の葬儀業務は、市が葬儀を行うわけではなく、葬具の販売、霊柩車等々に係るもので、民間においても対応できると考えられる。大きな課題である祭壇の費用は、悠久苑で無料での貸し出しが可能となれば、より安価ででき、低所得者に対しても民間業者である程度は対応できると考えられ、利用件数を含め、現段階においては一定の役割は終えたのかと思われ、賛成する」との意見、また、「この70年間の葬儀所業務に対し、市民への説明不足は問題があったと思われるが、葬儀を行う民間業者は民間なりに努力し、葬儀に係る費用も勉強してきたものと考えられる。低所得者の方に対しては、社会福祉協議会の貸付制度もあり、これらを含めて、行政の考え方に賛成する」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成少数により不承認とした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 質疑ではなくて、今の提案されております議案に対して修正案を動議で提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま20番、田中健次議員より動議が提出されました。所定の賛成者、ありますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。議会運営委員会委員の皆様方、大変申しわけございませんが、第1委員会室へ御参集ください。

午前10時13分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。

この際、提出者の説明を求めます。20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 議案第23号の修正案を提出いたします。

お手元に配付してありますように、防府市葬儀所の霊柩自動車の業務を廃止し、葬儀所業務の改善を図るためにこの修正案を提出するものであります。修正案の中身といたしまして、2枚目になりますが、提案されております防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例の一部を改正する条例案、その全部を修正するものであります。

修正の中身といたしましては、執行部の提案にありますような形で霊柩自動車は廃止をする、しかし、斎場の祭壇については無料で貸し出しをいたしますが、自宅葬については引き続き貸し出しを行うというものであります。

これによりまして、これまでどおり葬具の販売、それから自宅での葬儀については祭壇を貸し出すということでありまして、また、この際、自宅葬でありますので、これまでの特1号、特2号という大型の祭壇については、業務の改善ということで廃止をいたします。

以上で、修正案の説明を終わります。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、討論を求めます。田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 突然この修正案が出ましたので、討論する前に会派でいろいろ

ろと調整したいと思います。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時 6分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど、質疑と討論まで申し述べましたけども、質疑の途中でもう1回質問がありますということで、手が挙がりましてので、改めて質疑を今から行います。田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） きょうは急に出ましたので、私も内容的には深く入っておりませんでしたが、執行部との調整につきまして、執行部はどのようなお考えか、そういうところのお聞かせいただきたいと思いますが、議長の許可をいただきたいと思えます……。〔提出者に質問です〕と呼ぶ者あり

じゃあ、ちょっと内容を変えまして、提出者にお尋ねいたします。

執行部との調整につきまして、どのように調整されましたか、その点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 執行部と、原案については委員会の中で、かなり頻繁に議論をしております。それで、この修正案そのものについては、その内容について、執行部のほうに案文を細かくは示しておりませんが、その考え方については説明をしております。

ただ、執行部のほうは、原案を出してる立場ですから、原案に賛成をいただきたいと、こういうような形で、そういう意味でいけば調整は十分ではありませんが、私は基本的に原案に反対の立場で、委員会では原案に反対をいたしました。反対をいたしましたけれども、執行部の言うことを酌み取ることを考えて、こういう修正案を提出したものであります。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員、いいですか。市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまの修正案を提案された田中健次さんの御意見の中に、執行部に修正案を細かく示していないとか、調整は十分ではないがとかというお言葉がございました。現実問題、市政を執行していく、市民の方々のさまざまなケース、さまざまな御意見・御要望に対応していくのは、我々市の職員でございます。議会においていろいろなことをお決めになるのは、それは結構でございますが、責任ある対応を市民に示していく責任が私たちにはございますので、その上において二、三どうしても不可思議な点、あるいはそのケースが生じたときにはどう対応していいかわからないようなことがこ

の中には出てまいりますし、なおさら福祉という観点から考えていくと、大きな問題を残してしまうことにもつながりかねないと、このようにも思っておりますので、十分な御審議をいただけるようお願いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） もう1点ちょっとお尋ねしますが、斎場に設置されております祭壇の使用料、無料とするということがありますが、もし無料でやった場合には他の法律によって、例えば便宜供与とか、こういうことは考えられることはございませんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） この件につきましては、執行部のほうが祭壇の貸付業務を廃止した場合には無料にするということを答弁の中で言ってる中身でありまして、それを文章化したものでありますので、そういう問題は執行部において十分検討されておると思われます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、討論を求めます。山本議員。

○12番（山本 久江君） いろいろ議論がございましたけれども、修正案に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

市の葬儀所業務につきましては、昭和15年の開始以来70年余りにわたり事業が継続されまして、ほかの市ではまねのできない重みのある施策として定着をしております。民間事業者の多様なサービスが展開をされる中で、市の業務は、遺体の搬送、霊柩自動車の業務、祭壇の貸付、葬具等の販売となっておりますが、安価であり、この制度があったから本当に助かったという市民の声が寄せられております。特に、低所得者世帯では切実でございます。

先日、開催をされました教育民生委員会、私も傍聴いたしました。懇談をいたしましたすべての民間事業者が、生活保護世帯の場合、葬祭扶助の範囲内で十分できる、可能だと言われました。しかし、生活保護基準以下で、生活保護を受けておられない世帯も多く、そのような家庭の場合、とても民間には頼みにくく、私も経験をいたしましたけれども、その方は、市の葬具と霊柩自動車をお願いすることで何とか葬儀を終えられた方もいらっしゃる。市の制度がなければこのようにはできないと、この方はおっしゃっておられました。今日、所得格差が進行いたしまして、独居の高齢者の増加、また葬儀のありようも変化をしてきております。

修正案では、業務の存続を基本にしながら、霊柩自動車については20年が経過をして古くなっている点、またその一方で、その使用料については、これは陸運局の許認可のこともございまして、民間とほぼ同じであります。斎場に常設の祭壇の使用料は無料とすることも明記してありますし、葬具等の販売につきましては、今までどおりということであれば、私は、修正案に賛成という態度を表明をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 修正案に反対、原案に賛成ということで、立場をとらせていただいております。

この修正案につきましては、まだ執行部との調整が未了であるというふうな判断をしております。もし修正するにしても、もっともっと審議を尽くしてやるべきだと、かように思います。もともと原案につきましては、70年経過した今日、その役割は本当に終わっておると、今後は民間にゆだねるべきであるということだと思います。また、全国的にも行政でやってるのは、ほとんどないような状況でございます。これからは民間、例えばシルバー人材センター等に移管等々、また検討されれば済むことではないかなと思いますので、修正案反対、原案賛成ということで討論させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 閉会中の継続審査となりました本条例中改正、葬儀所業務廃止に対しては反対の立場を表明したいと思います。また、修正案に対しては賛成の立場をとらせていただきます。

市が70年余りにわたって行ってこられました葬儀所業務は、少数の方々の利用であったとしても、大変喜ばれた業務でありまして、他市に誇れるものであったと思います。余り周知されてこなかったことは残念でなりません。ここへ来て行政改革の名のもとに速やかな廃止が妥当という行政改革委員会の答申に、市民の皆様の中には、斎場がなくなるのかと間違われる方も実際にいらっしゃいました。そういった方が出るほど大きな不安を持たれたことだと思います。

継続審査中に、業者の方々や自治会連合会の方々の御意見を聞かせていただきました。ある業者の方は、周辺他市に比べて費用が安いのは、市が葬儀所業務を長年行っていることが抑止力になってきたと言われ、市の葬儀所業務を利用された方々のみでなく、利用されなかった方々にもよい影響を与えてきたことが証明された思いでございました。自治会連合会の役員の方々のお話を聞かせていただきましたが、福祉サービスの面からも業務を続けていただきたいし、費用対効果という理由から葬儀所業務を廃止することには反対と

の意思を表明されております。

今後、少子高齢化、単身化、また経済状況の不安定な状況が進む中、葬儀のあり方も家族葬やよりシンプルな葬儀を希望される方が増えていくのではと考えております。この業務を存続させ、市民の皆様の福祉向上に力を入れるべきとずっと主張してまいりました。

また、葬儀所業務の中から霊柩自動車による搬送に関するものを除くということと、祭壇のあり方についての修正案を出されましたことに関しましては、市内の業者の方々から聞き取りの中では、全社ではございませんでしたけれども、ほとんどの業者の方々がお受けいたしますということを回答されました。市による搬送が廃止となったといたしましても、市民の皆様には御迷惑をかけずに済むと考えております。祭壇のあり方についての提案についても、自宅葬への配慮もされており、賛成したいと考えております。

修正案によりますと、平成25年4月1日より施行ということの案でございます。それまで、市民の皆様への周知と、職員の皆様方におかれましては、大変御苦勞をおかけいたしますが、体制整備をよろしくお願いをしたいと思います。

よって修正案賛成、原案反対の立場をここに表明いたします。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りをいたします。田中健次議員提出の修正案については反対の意見もありますので、起立による採決としたいと思います。田中健次議員提出の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、田中健次議員提出の修正案は可決されました。

議案第57号防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定について

（総務委員会委員長中間報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第57号及び総務委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題といたします。議案第57号は総務委員会に付託されておりましたので、委員長の中間報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） さきの本会議において、総務委員会に付託となりました、議案第57号防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定につきまして、去る6月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「第3条第3項に、市民等及び市長等は対等の立場で協働してまちづくりを行うものとする」とされている一方で、第6条や第8条では、市民活動団体や事業者はまちづくりに寄与するよう努めるものとする」とある。第9条には、市長等が参画の機会を設ける対象は、次に掲げるとおりとする」とされ、市長等が主体の規定となっており、市民等と市長等は対等となっていないのではないかととの質疑に対し、「協働によるまちづくりにおいては、市民等と市長等は、それぞれが独立、自立した存在であるということから、対等の立場としています」との答弁がございました。

また、「第9条の市長等が参画の機会を設ける対象に、他市の多くは、市民生活に重大な影響を与える制度の制定と改廃を挙げているが、本市にないのはなぜか」との質疑に対して、市民生活に重大な影響を与える制度は、第9条第1項における第1号の基本構想、基本計画といった計画、第2号の市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、もしくは権利を制限する条例といった重要な条例、第3号、そして、第4号の市長等が必要と認めるもののいずれかの号に該当し、参画の対象となると解しています」との答弁がございました。

さらに、「第9条第1項第3号に、市長等が参画の機会を設ける対象の一つとして、大規模な公共事業の実施に関する計画等の策定または変更とあるが、例えば市庁舎を建て替える場合、市民生活に重大な影響を与えるものと考えられるが、この条文からは、市庁舎の建て替えは公共事業とは言えないので、市民の参画の機会を設けないでよいことになるのか」との質疑に対して、「公用施設である市庁舎の建て替えであっても、市民生活に大きな影響を与えることになるので、市民参画の対象となります」との答弁がございました。

これに対して、「公共事業という用語は市民にわかりにくいため、用語の定義を定めるか、公共事業ではなく、市施行事業に表現を改めるべきである」との意見がございました。

そのほか、「この条例が、市民の参画と協働に関する最上位の条例であるなら、条例等で設置される審議会等の委員には、一般市民が委員に就任できるよう法令で特段の定めがある場合を除き、必ず一般市民を公募し、市民感覚を取り入れていくべきである」という意見や、「参画の対象としなかった場合や審議会等の運営において会議が公開できないなどとした場合には、その理由を公表すべきである」という意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、「内容についてまだ検討を要し、施行日は来年4月1日でもあるので、継続して審査したい」という動議と「この場で賛否を決したい」という意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、継続審査に決定した次第でございます。

以上をもちまして、総務委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの総務委員会の中間報告に対し質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 総務委員長から、ただいま委員会において審査中の事件につき、会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議案第57号の継続審査に賛成の議員の起立を求めます。山下議員。

○18番（山下 和明君） 直接、採決ということになる前に、一言申し添えておきたいと思います。議案第57号であります。総務委員会で継続審査となりましたが、それについて全面否定するつもりはございませんが、私も公明党は継続審査とせず、原案の条例でスタートしてよいと判断をいたしました。それは、同条例案が上程される過程において、ここに行きつくまで、条例の中身については検討委員会で数カ月の日時を要して協議が重ねられてきた上の上程であると思います。また、パブリックコメントも実施の上、その都度議会側への説明会も数回にわたり開催されておられます。尊重したいところであります。

委員会で質問いたしました。同条例案の第20条の参画及び協働の推進に関する事項を調査及び審議するため、防府市参画及び協働の推進に関する協議会を設置するとあるが、具体例を挙げながら、同協議会が調査・審議するため協議会を設置されるが、条文の事項について同協議会で見直しができるのかと問うたところ、担当課長からできるとの内容が返ってまいりました。特に重要な条例の制定や改廃をしようとするときには広く市民等に意見を求めることとしております。

しかし、参画の手法の1つに、審議会等に意見を求めるとありますが、各種審議会等は数も多く、休眠状態のものや運営において疑問があるもの、また、男女の参画比率等もさまざまであろうかと思うところであります。

時代は動いております。また、生き物です。まずは原案の条例でスタートして、市民の意見を幅広く聞き、また市側の方針も理解していただき、相互関係がよりよいものにしていくために、これから同条例のもとに設置する協議会で検討がなされると思います。そうした中で、同協議会でよりよい中身に同条例を見直し、改善を図るほうがベストであると思います。

よって、継続審査を否定するものではありませんが、まずは原案条例でスタートしてよいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 改めてお諮りをいたします。議案第57号の継続審査に賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第57号については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

議案第61号防府市工場等設置奨励条例中改正について

議案第62号防府市事業所等設置奨励条例中改正について

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第61号及び議案第62号の2議案を一括議題といたします。本案については、産業建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○9番（久保 玄爾君） 先の本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第61号及び議案第62号の2議案につきまして、去る6月22日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

議案第61号防府市工場等設置奨励条例中改正及び議案第62号防府市事業所等設置奨励条例中改正についての質疑等の主なものを一括して申し上げますと、「雇用奨励措置の対象となる常勤従業員には契約社員も含まれる可能性があると思うが、今のような不況下で、契約社員ではなく正社員を増やすことが景気対策になるのではないか」との質疑に対し、「条例及び規則において、常勤従業員とは、雇用保険法の被保険者、かつ健康保険法または厚生年金保険法の被保険者であるとしております。労働関係法等の改正により、契約社員についても雇用保険法や健康保険法等が適用される場合があります。市としては、雇用主の方には、従前どおり期間の定めのない常勤職員のほうをぜひ雇用していただきたいと考えております」との答弁がありました。

これに対し、「お願いをするという形ではなく、はっきりと期間の定めのない社員に限るということを規定しておかないといけないのではないか」との質疑に対し、「雇用奨励金の対象となるためには、操業開始前後6カ月、つまり12カ月の間に新規に雇用し、さらに12カ月以上継続的に勤めていただくことが必要となります。したがって、雇用期間は短くても12カ月以上、長くても24カ月以上となります」との答弁がありました。

これに対し、「終身雇用制をうたうわけにはいかないが、2年という期間では不十分で、社会的な不安の解消はされず、この制度の趣旨が生かされないと思うが、どうか」との質疑に対し、「過去、雇用奨励措置の事業所に対して行った聞き取り調査では、これまで契

約社員の適用はなかったということでしたが、ある企業においては契約社員を正社員に登用する制度もあると聞いておりますので、そういう形もあるなら、なるべく多くの方を救ってあげることも雇用奨励になるかと思えます」との答弁がありました。

これに対し、「3年勤めたら正社員への登用の道が開かれるという企業も知っているが、その3年間は非常に不安定な身分であるので、適用要件に「期間の定めのない社員」の一項を加えるべきと思うが、できないのか」との質疑があり、これに対しては、「そもそも雇用奨励制度は常勤雇用がベースできており、今までは対象者全員が正規職員の雇用でしたが、雇用情勢も変わってきており、雇用の確保をベースとする考え方も否定できない部分でもありますので、「期間の定めのない社員」の一項を加えることについては、他市の状況や動向を調査し、検討する時間をいただきたい」との答弁がありました。

また、「今は景気が低迷しているが、有効求人倍率が1.0を超えるような好景気の時代が来たときにも、この条例改正の内容をそのまま続けていくのか。そのような場合には見直しもあるということ、定めておく必要があるのではないか」との質疑に対し、「この制度は、当然、社会経済情勢に応じて変わっていくべきであり、その時々状況を見ながら、随時見直しという形で議会にお諮りしていくことになると思います。また、景気の回復は有効求人倍率だけで判断できるものではありませんので、改正については、いろんな状況を考えた中で議論し、決めていく方がいいと考えます」との答弁がありました。

条例の中に、好景気になったときに見直しをする旨の附則を追加する意見について、議員間討議をいたしましたところ、「奨励金が上がるほうならいいが、下がる可能性もあるということであれば、予告しておいたほうがいいのか」という賛成意見もございましたが、「時代の背景の中で、条例改正をするのであれば、前もって条文に盛り込む必要もないのではないか」、また「少しでも多くの企業に来てもらいたいのであれば、マイナス要因をあえて示す必要はないのではないか」など、附則の追加は必要ないとの意見が多数を占めました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、2議案とも、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました2議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの産業建設委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。土井議員。

○6番（土井 章君） ただいま議題となっております2議案につきまして、反対の立場から討論をします。

このたびの制度改正が、私は不必要だとは全く考えてはおりませんが、この制度そのものが、進出してきた企業に対する優遇措置であります。その前に、進出してもらう施策が必要であるというふうに考えております。そこで、先にやるべきことがあるのではないかという考え方のもとで、あえて反対をさせていただきます。

その1つは、宇部テクノパークや山口テクノ等、県市が共同で開発した企業団地は、土地取得費につきまして、県及び市が折半で80%を補助しております。また、長期貸与制度を採用している団地もあります。企業にまず来てもらいやすい環境をつくることが大事であるというふうに私は考えます。

防府市の場合、用地取得費及び工事費の30%補助というふうになっておりますが、せめて、県市共同開発をしております他市の団地では、市の負担金は40%であります。せめて防府市も40%までは上げてもいいのではないかという感じがします。

さらに、固定資産税相当額の補助も、横並びで3年となっておりますが、他市が3年なら、土地の補助金が少ないということを理由に防府市は5年にするとかというようなインセンティブがあってもよいというふうに考えます。マツダ株式会社と取り引きのある自動車部品メーカーが、テクノパーク等に既に2社、3社と進出しているのを考えますと、なおさらそういう必要性があるのではないかというふうに考えております。

次に、学校等卒業後3年以内の新卒者に、プラス10万円の奨励金を措置する件について討論をします。

防府市の場合、新卒者とそれ以外の年代の方の求人あるいは就職状況を全く分析しないまま、国が新卒者の雇用促進を打ち出しているからとの理由で、新卒者優遇措置が出されております。参考までに、山口県立防府商業高等学校の今春の卒業生の就職率は100%であったというふうに伺っております。防府市の場合、むしろ30代から上の人たちの就職奨励をすべきではないのかというふうに私は思っております。いずれにしましても、どちらを優先すべきか検討した上で方策を立てるべきであったというふうに思います。

以上の観点から、この条例改正案には反対をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 副議長。

○副議長（松村 学君） 今、御提示されております議案第61号、62号につきましては、賛成の立場で討論いたします。

今、土井議員が言われたように、思いはまさに一緒でございまして、まず来てもらいやすい環境をつくるのが執行部の、当局の役目であると強く申しておきます。

また、その骨太のところを本来、今から考えていかなきゃならないのですが、これは本当に枝葉の部分であると、そういったふうに理解しております。ただ、本市におかれましては、有効求人倍率は県下最低でもございます。また、雇用環境を一步是正するものであれば、この議案については判断いたしまして、賛成はいたします。

重ねて申し上げますが、執行部におきましては、企業を誘導する方策をまず強く、強くといいますか、つくっていただきたい、それを強く要望いたしまして賛成の討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第61号及び議案第62号については、反対の意見もありますので、最初に議案第61号について、起立による採決をいたします。それでは、議案第61号に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第62号は原案のとおり決しました。

議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第63号を議題といたします。本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。行重予算委員長。

〔予算委員長 行重 延昭君 登壇〕

○25番（行重 延昭君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第63号、平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）につきまして、委員会審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日の全体会において執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、6月20日から22日まで、各分科会において慎重に審査をいたしました。

さらに6月27日に全体会を開き、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、議員間討議、討論、採決を行いました。

それでは、集中審査における主な質疑・要望等につきまして、各分科会ごとに御報告申し上げます。

まず、総務分科会からの審査事項でございますが、「不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬」につきましては、「不当要求行為等防止対策委員会専門委員は、ボランティアでお願いすることはできないのか」との質疑に対し、「非常勤の特別職の報酬について、自治法上、予算措置のない特別職の任命は不適切であり、不当要求行為等防止対策委員会専門委員については、きちんとした報酬をもって任命するのが適切であると判断しています」との答弁がありました。

次に、教育民生分科会からの審査事項につきまして、御報告申し上げます。

学力検査（C R T検査）の実施について、「全国的には、C R T検査を3学期に実施するところと、年度初めに実施するところがある。全国学力調査が毎年4月にあるので、C R T検査を年度初めにすれば、小学校5年生の3学期のテストから中学校1年生の3学期のテストまで、1年10カ月の期間があかないのではないか」との質疑に対し、「C R T検査は、それぞれの学年の学力の定着状況を全国標準で見るということで、やはり年度末、その年度につけるべき力はそこできちんと把握して次の学年に送るのがベストだと考えています」との答弁がございました。

「観点別評価の関心、意欲、態度についてどう評価するのか」との質疑に対し、「関心、意欲、態度について、C R Tだけで評価することはありません。C R Tの情報も参考しながら、日ごろの授業の中で総合的に判断して、最終的に評価しています」との答弁がございました。

「県が実施しているやまぐち学習支援プログラムの問題は、単元ごとに、学期ごとの学力状況を県規模で把握できるが、C R T検査を学年末に行い、全国規模で把握する必要があるのか、メリットを教えてほしい」との質疑に対し、「学校教育の使命として、きちんと学力をつけて次の学年に上げていくという思いから、学年末にやっています」との答弁がありました。

「C R T検査は非常に効果があるという説明があったが、例えば2年間やってみて特段の効果がなかったらやめる覚悟があるのか」との質疑に対し、「学力面、生活面相まって、子どもたちの学校での生活を安定させるということでは、必要な検査とっております。ぜひこれを3年やらせていただいて、もし結果が出なければ次はないものと思っております」との答弁がありました。

次に、武道必修化に伴う柔道着の貸与について、「貸与が全員に行き渡らないときの問題点というのは数々あると思うが、この予算をつけるときに議論にならなかったのか」と

の質問に対し、「他市の状況、これまでの防府市の各学校での柔道の授業の取り組み等、確認をした上で、個人持ちを基本としながら、保護者の方の負担の軽減を図る意味で、その枚数を計上したものでございます」との答弁がありました。

「一部貸与となると、差別やいじめ問題につながる懸念があるが、それについてはどう考えているのか」との質問に対し、「実際に中学校で貸し出した例がありますが、それが原因でいじめや差別につながったことはないということで、これからも大丈夫だと思っています」との答弁がありました。

「中学校の授業の中で柔道を始めて20年ぐらいたつということで、市内の家庭には新品に近い柔道着が多数あると思われる。教育委員会が努力して寄附をしていただき、新品に近いものを差し引いて購入をしてはどうか」との質疑に対し、「使えるものであれば使いたいという気持ちがありますので、教育委員会で検討してまいりたいと思っています」との答弁がありました。

「どこの学校にも貸与しなければいけない子どもが出てくるが、裸の上に柔道着を着る学校はないのか」という質疑に対し、「多くの学校は、冬時期に授業をするということで、市のほうから貸与するものについては、体操着、ジャージを着用しての授業が行われると聞いております」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、2つの修正案が提出されました。

青木委員からは、不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬について、「3月議会において再議に付され、再度否決されたものが提案されている。総務分科会において、その必要性を判断するため秘密会を開催したが、質問に対する明確な回答や資料提供がなされず、審査ができなかったものである」という理由で、36万6,000円を総務管理費から減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

また、河杉委員からは、武道必修化に伴う柔道着の貸与について、「中学校教材用品整備事業は、着回しによる貸与となっており、特定の生徒間でのいじめや衛生管理上の問題が考えられるため、全生徒に貸与することにより、問題の解消を図る」という理由で、中学校費を406万3,000円増額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

それぞれの提出者から説明を受けた後、2つの修正案と修正部分を除く原案について、一括して討論を求めましたところ、不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬の修正案につきましては、「当初予算の審議でも、職員が不当要求等に関する事柄に対応するための必要な経費であることを主張し、賛成した。今後も職員が安心して相談できる環境をつくることは必要と考えている。今後、さらに不当要求行為等防止対策委員会の充実を図っていただきたい」というものと、「職員が通常の業務ができない状況に追い込まれること

があれば、極めて重大な問題である。これは市民にとって大きな問題であり、この報酬については削減すべきではない」との反対意見が出た一方で、「分科会を秘密会にしたが、質問に対する明確な回答もなく、必要性について十分な説明がされていない」、また、「教育委員会が実施している学校運営協議会のような形で、ボランティアで実施をし、その中で効果があるということであれば理解できるが、今の時点では理解する材料がない」との賛成意見がありました。

武道必修化に伴う柔道着の貸与の修正案につきましては、「実験校で十分検討され、その結果実施されるもので、まだ実施されていない時期に結論を出すのは早急過ぎるのではないか」、また、「時間的には2学年で20時限、初歩的なことを学ぶということで、傷みも少なく、保護者の経済的な負担軽減のためにも必要な生徒に貸与するという方針はよいことである」との反対意見や、「衛生上の問題や、差別、いじめに発展していく可能性もある。全部貸与する形にしてほしい」、また、「柔道着については高額であることから、保護者には経済的負担になっており、どの子ども同じように貸与していくことが求められる」との賛成意見がありました。

また、修正部分を除く原案につきましては、「CRT検査について、2年で効果が上がらなかつたらやめる覚悟があるかという質問に、3年で効果が上がらなかつたらやめると断言されたので、そういうことを前提として賛成する」との意見や、「CRT検査を新たに小3、小5、中2へと増やそうとする予算が計上されている。学校現場の実態、要望等を踏まえて、学校の主体性を尊重していくことが求められており、現行実施の学年にとどめ、実施の内容・効果を検証していくことが必要と考えている」との反対意見がありました。

青木委員提出の修正案、河杉委員提出の修正案、修正部分を除く原案については、挙手による採決の結果、いずれも賛成多数で承認をされました。

最後になりますが、個別審査事項以外で、各分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容を御報告申し上げます。

教育民生分科会から報告されたものはございませんが、総務分科会では、「経年的にみると、離島航路事業の赤字額が増えつつあるが、市としては離島航路の振興についてどのように考えているのか」という質疑に対して、「平成23年度に航路改善協議会において、航路改善計画を策定いたしました。その中に、経費の削減や収入の確保について盛り込まれておりまして、その計画に基づき、経費の削減策として、新船に省エネエンジンを採用しましたので、新船就航後は燃料費の削減をすることができます。また、収入増を図るため、釣り客を増やす方法など、野島の活性化についても新たな方策を検討していかなければ

ばならないと考えております」との答弁がございました。

次に、産業建設分科会から報告された、主な質疑等の内容について申し上げます。

「県の企業立地推進室のホームページには、築地の工業用地が紹介されているが、防府市のホームページには掲載がない。市が所有する企業用地はないのだから、なおさら、未利用地の紹介は必要になってくるのではないか。企業誘致の推進と非常に関連することでもあり、企業立地推進室と連携をとり、他市と遜色のない条件はできるだけ公開して、取り組んでいただきたい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して修正案及び原案について、一括して討論を求めます。山本議員。

○12番（山本 久江君） 議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算につきまして討論を行います。

まず、不当要求行為等防止対策委員会の専門委員の報酬を削減する修正、修正報告書でいけば別紙1に当たりますけれども、この修正につきましては反対の立場を表明いたします。

この問題では3月議会におきましても、専門委員、弁護士の報酬につきましては削減すべきではないことを述べさせていただきました。それは、市民からの増加するさまざまな要求、あるいは苦情に対応するために、もちろん管理職が率先して対応することは当然のことでございますけれども、担当課が苦慮する一つ一つの案件にどう対応するのか、また不当要求に当たるのかどうかというこの判断、そしてその根拠等を専門委員から指示を受けて、その情報を共有しながら組織的に対応していくというこの体制は、今日の状況から考えますと、私どもは必要だというふうに考えております。

特に、職員が通常の業務ができない状況に追い込まれるようなことがあるとすれば、極めて重大な問題と言わざるを得ません。このことは、職員のみならず、市民にとって大変な問題である、重要な問題であるというふうに感じております。

よって、この修正案につきましては、反対の立場を表明いたします。

それから次に、柔道着にかかわる修正ですけれども、修正報告書では別紙の2でございますが、これにつきましては賛成の立場を表明いたします。

武道の必修化に伴いまして、野島中学校を除く各中学校では柔道を履修科目として選択をし、その環境整備に努めておられます。柔道着につきましては、個人負担で、しかも高

額であることから保護者には大きな経済的負担となっております。どの子ども同じように使用できるよう、また、予算委員会での提案理由の内容も踏まえまして、市が柔道着を購入、全生徒に対応していくことが求められているのではないかと考えます。

よって、この修正には賛成の立場を表明いたします。

最後に、2つの修正部分を除く原案につきましては、反対の立場を表明いたします。

その理由は、今回の補正予算ではC R T検査を新たに小3、小5、そして中学校2年生、中2へと増やそうとしていることとございます。これまでも、防府市では小2と小5の知能検査、それから小6と中3の全国学力テスト、小4と中1のC R T、小3以上は1学期、2学期と、やまぐち学習支援プログラム学期末評価問題が行われ、さらに年間を通して市販の単元末テストや定期テスト、ミニテスト等も行われております。一方、県内の市では、C R T検査は周南市や山口市、下関市が各学校で独自に実施している中で、防府市が小3から中2まで学力テストを実施する、この小学校6年生を除いてすべての学年で実施しようとしていることは、これは突出いたしております。

このほど、市では、C R Tについての小・中学校の校長先生、また、保護者の方々にアンケートを実施をされました。いただきました資料では、賛成の声のみ紹介をされておりました。また、一般の先生方の御意見はございませんでしたが、そうした中でも、ある小学校の校長先生は次のように述べておられます。「これまでも、さまざまな評価を行うためのテストを実施しているところであり、C R Tはその選択肢を広げることにつながるかもしれませんが、一律実施ではなく、各校の実情に応じた実施の方法も考慮できないでしょうか」こういう意見が述べられております。保護者の意見、これは二分しております。

今、学校ではすべての子どもへの基礎的学力の保障、これをどうつくっていくのか、さまざまな取り組みが進められております。しかし、学習環境の整備のおくれもございまして、また、先生方も大変お忙しい、多忙な状況にあります。やはり、学校現場の実態や要望等を踏まえて、学校の主体性を尊重していくことが、今、求められているのではないのでしょうか。

C R T検査は現行実施の学年にとどめ、実施の内容、効果等を検証していくことが必要との立場から、原案には反対の立場を表明いたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） この一般会計補正予算ですけれども、2つの修正部分については賛成をし、また残りの原案についても賛成ということで討論をいたします。

まず最初に、総務費の不当要求行為等防止対策委員会の専門委員報酬についてでありま

すが、予算委員会で修正案の提案のときに言われましたように、その必要性を判断するため秘密会を開催したが、質問に対する明確な回答や資料は得られないということでありませす。したがって、この専門委員の報酬というものの必要性については疑問があるということで、この修正案に賛成をいたします。

ただ、弁護士さんは、ボランティアでもやるというようなことを言われている、こういうふうにお聞きしておりますので、ボランティアでやられることについてまで否定はいたしません。

それから、教育費のほうの柔道着についてでありますけれども、1年生、2年生でおのおの10時限、この柔道の時間があるということではありますが、1年、2年で、合わせて20時限のために柔道着を生徒が買うということは問題があると思います。

この補正予算では、それを学校の規模によって、1クラス分、あるいは2クラス分、35着、あるいは70着分を設置をするということになっておりますが、そうなりますと着回しという形の貸与となって、これでは衛生上の問題、あるいは差別やいじめの温床になるのではないかと、こういうことが考えられ、懸念されますのでこの増額修正には賛成をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算に対して、修正案反対、原案賛成の立場を表明いたします。

まず、総務管理費の不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬については、原案に賛成の立場でございます。

この予算に関しましては、当初予算の審議の場においても、職員が不当要求等に関する事柄に対応するための必要な経費であることを主張し、賛成をいたしております。今後も、職員が不当要求等に対応の専門委員に安心して相談ができる環境をつくっておくことは必要と考えます。

今後さらに、不当要求等防止対策委員会の充実を図っていただきたいことを申し添え、修正案反対、原案賛成の討論といたします。

次に、中学校費の教材用品整備事業、柔道着の費用についてでございますが、原案に賛成の立場でございます。

武道必修化に伴い必要になった柔道着でございますが、時間的には2学年の間に20時限、初歩的なことを学ぶということで傷みも少なく、保護者の経済的な負担軽減のためにも必要な生徒に貸与するという方針になったことはよかったと考えております。市内の御家庭には、あまり使用されていない柔道着も眠っているのではという声もあり、それを有

効に利用する等の工夫も考慮し、授業開始前までには十分でない大規模校への配慮を充実させていきたいことを申し添え、修正案反対、原案に賛成をいたします。

この2案を除く原案について、討論をいたします。

教育総務費のC R T検査費用については、従来の実施に加え、新たに3学年分のC R T検査を実施することによって、各学年の子どもたちの学力定着状況を客観的に把握でき、その後の子どもたち一人ひとりの学力の面での伸び、そして成長に生かせる具体的な方策の資料となるということで必要な経費と考えます。その学年のうちに改善すべきところは改善し、その次の学年に配慮すべき点も明確になるという取り組みにつながると思います。子どもたちの実態を知らずして効果的な学習指導は実践できないとの、市内の校長先生の講演も紹介されました。また、本来、子どもたちは学びたい、知りたい、わからないところはわかりたいと思っている、そこを教師はどう高めていくかが大切、そのための一つとして、この検査を生かしていきたいとの声も聴いてまいりました。必要性を肌で感じていらっしゃる現場の先生方の声は大切だと思います。C R T検査導入後の保護者の方々への周知も含め、学校としてのさらなる生かす取り組みを要望したいと思います。

また、葬儀所費でございますが、今年度末までの職員給与費と、予定の車検代ほか、葬儀所業務の費用が予算計上されております。先ほどの審議で、葬儀所業務は、霊柩自動車の廃止と祭壇のことについての新たな提案がされ、可決となりました。

いずれにいたしましても、市民の皆様への周知の徹底と、今後も葬儀にまつわる御相談は、大変重要になりますので、とっさの場合、また前もつての場合とあると思いますが、市民の皆様への御相談に対して、わかりやすいパンフレットの作成や提供、そして特に低所得者の方々への対応も含め、相談体制の充実に努めていただけるようよろしくお願いをいたします。

以上の見解を述べさせていただき、修正案を除く原案に賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算につきまして、修正2案につきましては、いずれも反対、原案に賛成という立場で討論をさせていただきます。

まず、不当要求行為等防止対策委員会の専門委員の報酬減額につきましては、提案理由の中にもありますが、何もかも説明がなければだめだという考え方には大いに疑問がございます。空気を察することも必要と思います。あうんの呼吸というのも必要だというふうに思います。職員の働く環境づくりに害を認められなければ、少しでも協力することが議

会の立場だと私は思います。また、金額も36万6,000円と少額でございますので、賛成されても大勢に影響はないのではないかとこのふうにも思います。

また、次に柔道着の増額につきましては、すべてを行政負担とすることも大事かも知れませんが、ほかにも同じように準備しなければならないようなことも出てくるかと思えます。基本的に教育分野で十分考えておられます、この判断につきましては、私はよしとするべきではないかと思えます。ふんだんに予算があるような時代であれば、やりたいと言われることはすべてやらせてあげたいような気もしますが、今回は大変難しいという、このような状況下においては、これが正当ではないかなというふうにも思えます。衛生面につきましても、教育委員会が衛生面を考えないことはないというふうにも思えますので、修正案について反対いたします。

原案につきましては、いずれにつきましても賛成いたします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） では、討論を終結してお諮りいたします。本案の委員長報告は修正でありますので、まず委員会の修正案のうち、総務費の修正部分を起立による採決といたします。委員会の修正案のうち、総務費の修正に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第63号についての修正案のうち、総務費の修正は可決されました。

次に、委員会の修正案のうち教育費の修正部分を起立による採決といたします。委員会の修正案のうち、教育費の修正に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第63号についての修正案のうち、教育費の修正は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。本案については、修正議決した部分を除くその他の部分について、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第63号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ここで、補正予算案第2号に対する附帯決議を動議として出したいと思っておりますので、お取り計らいよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま、20番、田中健次議員より、議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。この後に直ちに議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様は至急、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会の後、昼食休憩といたします。午後の開会は1時15分といたします。暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時15分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第6号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の学力検査（CRT検査）事業に関する附帯決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第6号、平成24年

度防府市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それでは、平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の学力検査、CRT検査事業に関する附帯決議を提案いたしたいと思いますが、まず、案文を読み上げたいと思います。

防府市においては、平成16年度から教研式標準学力検査、CRT検査を実施してきた。平成24年度からは、これまでの小学校4年生、中学校1年生に加え、小学校3年生、5年生及び中学校2年生も検査対象に加えるとした当初予算案が、3月定例議会に上程された。

防府市議会は、審議の過程において、40分から45分のペーパーテスト1回で、関心、意欲、態度、思考力、表現力、判断力を総合的に測れるのか疑義があり、また、学年終了間近の2月に実施したのでは、児童・生徒個人への十分な指導の時間がとれないのではないかと等々の理由で、現行実施の学年にとどめるべきとの判断をし、新規増額分を削除した修正案を可決した。

執行部はこれを承服できないとして、地方自治法第176条第1項の規定に基づき再議に付したが、議会は、再度、否決したところである。

そして、今議会に再度、同様の内容の補正予算案が上程されたものである。

審議の過程において、県内他市の実施状況や効果等を推測すると、必ずしも疑問は払拭されておらず、また、テスト結果に基づく児童・生徒の指導を入念に行うためには、新学期実施用のCRT検査を採用すべきとの意見もあったが、教育長の答弁は、すべての児童・生徒の学力を確実に保障していくことが極めて重要であり、このためにCRT検査は不可欠であり、3年間実施して効果が上がらなければ中止すると答弁があり、採決の結果、賛成多数で可決されたものである。

以上のことを踏まえ、標準学力検査（CRT検査）の実施に当たっては、左記事項に留意すること。

そして記として、1、毎年度、実施状況、成果等について、議会教育民生委員会に報告すること。

2、3年間実施後、文部科学省実施の学力テスト等における成果を検証した上で、廃止、継続の検討を行うこと。こういった内容であります。

案文、読み上げまして御理解いただけたと思いますが、前段の部分はこれまでの審議の経過を述べ、そして後段の2つについては、6月27日の予算委員会全体会で執行部の答弁の内容を文章化した内容であります。この予算委員会で、委員の中から附帯決議をとい

うことが討論の際に出されたものをこうして改めて——予算委員会の際に附帯決議をというふうに言われておりましたものを、こういった形で決議としてするものであります。御賛同よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 本決議に対しては、反対の立場で討論をいたします。

文中にこれまでの審議中の反対理由が挙げられております。「ペーパーテスト1回で、関心、意欲、態度、思考力、表現力、判断力を総合的に測れるのか疑義がある」とのことですが、市教委としてはこのテストだけで判断するものではないことを明快に答弁をされておりますし、実施時期におきましても、現場の先生方にとって、子どもたちの成長をはかっていくために、それを確認するために必要な時期とされたと考えております。

成果を検証していくということは大事なことでございますけれども、3年間の成果を検証した上で、廃止、継続の検討をという決議となっております。子どもたちの一人ひとりの伸び、成長の度合いを見ていくことが大変重要であり、その伸びの速さは遅い子もおり、速い子もいるわけで、長い目で見守っていくことが必要と考えます。確かに、杉山教育長におかれましては3年とおっしゃいましたけれども、何としても子どもたちの成長のためという並々ならぬ強い思いからであったと拝察いたします。

今後、この検査がスタートできることに對し、市教育委員会を先頭に、先生方のますますの取り組みを期待したいという思いは十分あるものの、先ほどの理由で反対をいたします。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第6号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、決議第6号については原案の

とおりの可決されました。

議案第64号土地及び建物の取得について

○議長（安藤 二郎君） 議案第64号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第64号土地及び建物の取得について御説明申し上げます。

本案は、水産振興拠点施設として、破産した防府水産物荷受協同組合の破産管財人から土地及び建物を取得しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については原案のとおり可決されました。

議案第65号工事請負契約の締結について

○議長（安藤 二郎君） 議案第65号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第65号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、本年3月市議会定例会で予算の繰り越しの御承認をいただき、今市議会定例会において繰越計算書により報告しております消防救急無線デジタル化整備工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

工事の内容でございますが、火災・救急等をはじめとする各種消防業務において使用し

ております消防救急無線につきまして、個人情報等の保護強化のため、より秘匿性を向上させた通信や、今後予想されます動画伝送等の大容量高速データ通信など、より効果的・効率的な消防救急活動の実現に必要とされます高度な情報通信に対応するため、消防救急デジタル無線システムを整備するものでございます。

本工事では、同種工事の経験、工事成績等に基づいた技術評価と入札価格とを総合的に評価する特別簡易型総合評価方式の制限付き一般競争入札を実施し、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、公募により参加のありました3者で入札を行いました結果、1者が工事費内訳書の不備により入札無効となり、残りの2者のうち技術評価点と入札書記載価格から算出した評価値が最も高かった業者において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、この申し込みをした株式会社日立国際電気を落札者としたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） この消防救急無線のデジタル化整備工事の入札についてでありますけれども、これは議案書ではちょっとわからないんですが、別に我々議員には配付されております参考資料、1枚紙の参考資料がありますが、それにはこれが特別簡易型総合評価方式による入札と、こういうふうに書いてあります。そして、技術評価点、それぞれ3者について技術評価点が示されておって、それからいわゆる入札の価格、入札書に書かれておる価格、これが記載をされております。それで、評価値、評価値というのは、技術評価点を入札書記載価格で割って、これに100万を掛けるという形で出てきたものが評価値という形であります。

私、ちょっと不勉強なので、こういう質問もするわけですが、こういった特別簡易型総合評価方式というのをこれまでちょっと見た記憶が余りないので、こういった特別簡易型総合評価方式を導入した考え方をまずお伺いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの質問にお答えをいたします。

総合評価競争入札方式でございますけれども、これは先ほど市長、答弁申し上げましたように、入札価格のほかに技術的な要素を総合的に評価し、防府市にとって最も有利な価格で応札した業者を落札者とする方式でございます。総合評価の形式の中には標準型、簡易型、そして特別簡易型と3タイプございます。

この中で標準型、これは高度な技術提案を要する工事、そして簡易型と申しますのは技術的な工夫の余地が小さい工事、そしてこれらの2つにつきましては、主に国及び県が採

用をされて導入をされておられるタイプでございます。また、本市でこのたび導入いたしました特別簡易型でございますけれども、本市におきましても数年前からこの総合評価方式は導入しております、すべてこの特別簡易型を導入しております。具体的には技術的工夫の余地が小さく、一般的、維持的な工事として適用をしていくわけございまして、今回の工事もこれに当たると判断し、導入をいたしました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 導入の考え方についてはわかりましたが、そこで今、答弁の中で、これまでも導入してきたというようなお話でしたけれども、防府市でのこれまでの導入の状況についてお聞きしたいのと、県とか国は簡易型とか標準型という、もう少し複雑なものをとられるということですが、県内の他市の導入の状況はどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの質問にお答えをいたします。

これまで防府市では平成20年から、この総合評価方式による競争入札を導入しております、20年度が3件、21年度が5件、22年度が7件、23年度、これは上下水道局もダブリますけれども10件、そして本年度、まだ途中でございますけれども2件ということでございまして、県内でこの簡易型以外でやっておる癩癩今の簡易型ですか、簡易型については下関市で事例があるというふうには、そういった情報は把握しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今、聞いて、私自身の不勉強を恥じるわけですが、工事の金額として金額が少ないものがあつたので、議案として出てこなかったらというふうに感じております。

それで、この表を見ると、こういった計算の仕方で行くと、技術評価点が高い場合には、例えば入札の価格が高くても、今回の場合には技術評価点が一番高いところ、そして入札書の記載価格が一番低いところという形でありますから、こういった場合であれば問題は余りないわけですが、これ、割り算をすれば数字のマジックで、入札書で低い価格をしても、技術評価点で他のところが高ければ、逆に、この評価値というもので逆転をすると、入札書記載価格が低くても技術というそういうところの評価が難しければ、それはある意味では当然のことかと思うんですが、そういった逆転するということもあり得るわけですね。そうなる場合に、この技術評価点というのをどういう形にするのかとい

うことが若干気になりますので、技術評価点というものはどういうふうに評価されるのか、その辺の考え方と簡単なやり方について御説明願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

技術評価点の考え方ですけれども、こうした工事を募集、公募する場合には、事前に入札参加申請のときに技術提案の資料というのをあわせて提出を求めています。その資料に沿いまして、この特別簡易型でありましたら、まず1点目として企業の技術努力、そして2点目として配置予定技術者の技術力、そして3点目といたしまして企業の地域精通度、地域貢献度でございます。この企業の技術力の中には、工事成績でありますとか、事故の有無でありますとかがこの中で反映されてくると思います。そして、配置予定技術者の技術力につきましては、固有の資格、そして施工経験、そして技術士の有無等がこの中に加味をされます。また、企業の地域精通度、地域貢献度につきましては、地理的な条件とか災害時や除雪への対応、そして地域活動、市内産品の購入や市内下請の活用等が評価の対象となるものでございます。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については原案のとおり可決されました。

議案第66号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第66号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。9番、久保議員。

〔9番 久保 玄爾君 登壇〕

○9番（久保 玄爾君） 議案第66号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を、お手元に配付してあります議案のとおり改正しようとするものでございます。

提案の理由といたしましては、市長等の退職手当の支給割合の改定をするために本案を提案するというところでございます。

もう少し補足しますと、旧憲法時代、市長は官選であったため退職手当が支給されていましたが、民選になっても改正されず残っていたものでございます。懸案事項として残っていたものでございます。また、残りの4役につきましては、国家公務員の天下り等で非常に問題になっております退職手当、わずか2年とか3年ぐらいで転職して、そこでまた数千万円、あるいは億という退職手当をいただいているというようなこともありまして、そのような事例が地方公務員の特別職にもあるということでございまして、これを提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 6点ありますので、お答えいただきたいと思っております。

では、最初のお尋ねですが、当然御承知だと思いますけれど、市長は選挙によって市民から選ばれたということ、当然ですね。それから、副市長、上下水道管理者、教育長、監査委員については、市長が選んで議会の同意を得て選ばれたという、これも御存じだと思います。

そこで、平成22年の6月25日、選任第2号というのがあります。これは副市長の選任のことですが、副市長の選任の同意の提案があったときに、その議案の審議の中で、原田洋介議員が、今回、副市長を務められ、また退職されるときには退職金が支払われるのかどうか、幾らかという質疑がありました。そのとき総務部長から、副市長として4年間お勤めになった場合の退職手当が1,268万4,000円となろうかと思っておりますとお答えされております。そこで、選任の同意の時点で退職手当を支払うとして選任案件に同意されたと思われませんが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

また、その同じ6月25日ですが、これは市長に問われたと思いますけれど、今後、特別職の方々の退職金についてどのように考えているかという質疑がありました。市長が、そのときのお答えは、他の特別職の給与あるいは退職金についてはその類に及ばないと答えておられます。しかし、今回、議会では5役全員が対象になったというのはどういうことでしょうか。これが2点目です。

次、3点目なんですけど、平成19年2月1日ですが、これは防府のことではございませ

んが、これ、インターネットで調べさせていただきましたが、長岡京市特別職員報酬審議会、この会議録の中にありましたんですが、その中で、市長等の常勤特別職の退職手当のあり方について、当時ですが、京都府の山田知事の御答弁として載っておりますが、常勤特別職の退職金の性格は、職務の内容、責任の度合い等々を含め、公務の貢献度に対する勤続報酬であると述べられております。学者ではなく、行政をつかさどる首長のお考えだと思います。そこでお尋ねするんですが、在職期間、4年間を職員と同じ支給率とされた根拠は何であるか、これをお答えください。ちょっとこの辺で一休みします。じゃあ、お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 期待にこたえられる答弁ができるかどうか自信がありませんけれども、今の最初の質問をいただきましたことにつきましては、原田議員がそのような質問をされたときの条例はそのような条例であるから、その条例のとおりの答えになったと、そのときは当然私たちは条例を認めておりましたから、そうなったということです。

それから、市長等の、5役全部したのはどういうことかということなんですが、それは、そこで説明したと思うんですが、市長さんにおかれましては、さっき言いましたように昔は官選で市長を決めてましたよね。そのときには当然のように退職金が、手当が支給されていたんですけど、民選になってもこの辺の給与の改定とか、そういった退職手当等が当然改正されるべきであったんでしょうけれども、お手盛りでそのまま残っているというふうに、私たちもそういった学者先生の説を根拠として、そのようにまた思っております。ちなみに総理大臣、総理大臣も国家公務員の一般職並みの退職金になっております。

もう一つ、4役につきましては、さっき言いましたように、わずか4年で民間では考えられないような退職金がもらえるということが、国家公務員の、何ていいますか、キャリアの方の転職の、転職するたびに、今、「渡り鳥」とか言われますけど、転職するたびに退職金もらってると、多い人は2回も3回ももらってるということは問題になりましたよね。実際、小泉首相も、とんでもない退職金だというふうに言っておられました。そのように問題があるというのは、民間で考えられないようなそういった退職手当制度というのは、やっぱり見直すべきだというふうに私たちは思いまして、この点をいたしました。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） お答えいただきましたが、余り明快ではないと私は思います。最初に申し上げたのは、市長は選挙で選ばれた、それは当然です。選挙で選ばれましたからいいんですが、副市長等は選挙で選ばれておりません。要するに議会で決めなきゃならないと、こういうふうな状況です。その議会で決めたときに、副市長のときには退職金何

ぼ払うかというふうな話があった、それじゃこれで払いますよという、今の時代が変わった等々で、それはまた話は別です。人は雇うときに物事は決めるべき、決めること、それで決めた。それで決めたにかかわらず、それは今、時代が変わったから知らんと、これはちょっと虫がよ過ぎるんじゃないかと思います。幾ら世の中が変わるにしても、まず雇用で人を雇う場合には、最終のときまではそれは約束は守るべきであると、議会でそれは決めておるといふふうに思います。だから、この辺についてはもっと考え直すべきではないかと私は思いますし、それをもしやるのであれば、最初からそのような、退職金を払わんというのをそのとき決めておれば、そのときの議会でそのときの案を出しておれば、当然、それはわかっておるとは思いますけど、そのときには、ああ、いいですよと言っておいて、今さらと、これはあると思います。今さら言われても困る。だから、そういうときは、この次、もしこれを容認するのであれば、この次の人からはそうしましよやというのであれば理解できると思いますけど、その点もう一度、なぜかということ念を押してお願いしたいと。

それから、5役についても今と同じように、いや、5役のうち市長は選挙で選ばれたから、市長は、もし自分で出される分については、これは自分のことですから、もうどうしようもありませんが、あとの4役については同じ条件でというのはちょっと難しい、これは理解できないというふうに思います。

だから、今、最初に説明した3番目の問いにありますが、同じもんですが、4年間の仕事の貢献度というものを職員並みだというふうに位置づけるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 先ほどお答えしましたように、総理大臣ですね、総理大臣も一般職員並みなんです。地方公務員のほうは、むしろそうになってないということで、それは提案理由です。

それから、先ほどの、途中でそんなこと言ったってということですが、条例改正というのは、例えば、しょっちゅう途中でやってるわけです。そのときはそれでいいというのが、今はそういった問題があるんで、何ていいますか、議員定数も当然、この後、出しますけれども、定数削減とか、市長の退職金等削減とか、今の4役の削減とかいうのは、基本的には市長が立候補のときに言われましたように、防府市の財政の将来を考えて、減らすものは減らそうじゃないかという提案がありましたんで、はっきりと、根底はそこに基づいてるわけですが、そういうことで提案していると。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 当初、平成22年のときに市長から出されたことを引き合いに出されて言われたと思います。市長が、財政的にこういうふうにとやろうと、退職金を半分にしようとか、いろいろな問題、言われました。それもあるんですが、そうした場合には、今回、じゃあ市長がこういうふうにと財政的に下げろ下げろと、議会が言うかも知れませんが、市長はええよというふうに解釈をされてこの提案はされたんでしょうか。今、議会から出す場合にはそういうふうな問いというのは、投げかけはされたと思いますけれど、それより詰めたことはなかったんじゃないかなと私は思います。

もう一度申しますけれど、普通の職員と、このような、管理職というんですか、これは同じ扱いと、今の総理大臣がそうかというのと、地方はやはり違うんです。それだけ大変な状況になっておる。その中で、その状況の中で、職務というのはやっぱりそれだけのある程度は報いてやらなきゃならない。じゃあ、これの退職金を減額するんであれば、報酬はじゃあ倍にしてあげましょうかと、こんなことは提案しないでしょ。そんなこともしない状況の中で、1つだけとれば片落ちになります。それではいけない。片落ちになってはいけませんということです。今、この貢献度をどうのこうのというのは申しません。しかし、4年間一生懸命努力したことについての報酬というのは当然やるべき、が1つ。

もう一度最初に戻りますけれど、最初に雇うとき、私どもも会社、やっておりますが、人を雇うときの条件というのは、途中ではやはり変えられません。やっぱりいろいろな問題がありますので、変えられません。（発言する者あり）いや、そういう状況は勝手な判断でございます。私の判断とすれば、人を雇う前にこういうふうにしたことについては、その任期が終わるまではそれを通す。あと、次の問題については、それは議会のほうで考えてもいいんじゃないかと、こういうふうに思いますが、今の状況ではこれはなすべきではないというふうに思いますので、今、質問させていただきました。

続いて、4番目と5番目と6番目がありますので、3つほどお尋ねします。

なぜ今、急いで提案されなければならないか、なぜ今されんにゃならんのか、市長以下退職されるのは2年後なんです。2年後に対して今しなくても、また来年もあるわけです。そういう状況の中で、今、なぜこの提案をされなきゃならないか。極端に言いますと、これをすぐ実行さそうと思えば、市長、やめてくれと、議会が不信任案を出すとか、そういうのがあって、やめられれば実際効果があるかも知れませんが、順調にいきますとまだ2年、十分あります。2年になってないと、この経済的效果は出てきません。そういう中で、今、なぜやらんにゃいけんかという理由を説明をいただきたい。

それから次に、通常であれば、自分で出される議案であれば、まず市長は特別な事情がない限り、要するに公約等々の特別な事情がない限りは、報酬等審議会等の答申を受けて

出されるはずなんです。議会が提案した場合、議会が提案して、議会が議決する場合には第三者的な審査・検討というのはないわけです。また、関係者の意見聴取ということもありません。これでは、やはり数の力で押し切ると、このように思われても仕方がないのではないかと。要するに、そのような考え方があっていいかと思しますので、第三者的にこれを聞くか聞かないか、そういうこともお尋ねしたいと思います。

また、最後なんですけど、よく調べておりませんからわかりませんが、この5役の退職金、これが万が一可決されたとした場合に、相手方から、いや、それは法的に問題があるよと言われた場合、訴訟を受けることになったような場合に、もしもなった場合に、それは議会の負担でしょうか、個人の負担でしょうか。もしもですが、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 訴訟が起きたらという質問がありましたけど、どうやって訴訟を起こすんですか。損害賠償請求でも来るんですか。議会が議決したことで、これは、何といいますか、不当であるとか、起こるわけじゃないじゃないですか。それを議論すること自体がおかしい。

もう1つは、報酬審議会等で報酬は決められてますけど、決めてそれを議会に諮って、今までは決めてこられましたけれども、それは市長の機関であって、議会の附属機関でも何でもないので。だから、議会とは、報酬審議会は議会とは関係ないんです。それを申しておきます。

それともう一つは、特に今なぜと言われても、こちらの考えで今やったほうがいいだろうということで、さっき言いましたように、国のほうでもいろいろ問題になってる件がたくさんありますので、我が市にもそんな状況があるもんですから、今のうちにやっておこうということで、やるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 3回になりますが、遠慮しなくてよろしいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） はい。

○14番（田中 敏靖君） 発言は3回に、（「項目ごとに3回」と呼ぶ者あり）ええですね。ちょっとそのあたりは御理解いただいて。

今なぜ急いで提案するかっていったら、今が出しどころだというふうなお考えだというふうにお聞きしたんですが……今が、考えて、出す時期だから出すというふうなお考えだったと思います。じゃあ、この9月議会とか、次の、来年の、11月の選挙がありますね、その選挙が済んだ後、12月の議会とか、3月議会とか、それじゃなぜいけないんでしょうか。（「今じゃ何でいけんかね」と呼ぶ者あり）いや、それはこっちが聞いとることで

す。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 見解が違うんですから、答えても水かけ論になります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 私の考え方は、提案者の考え方とすべて一致してるわけではありませんが、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この議案第66号について、私は次の議案第67号と関連するものと、私自身は考えております。2年前の6月議会で、市長は議員を2分の1の13にする削減案、市長の退職金をゼロにし、給与を2分の1にする案を提出されました。これらは否決をされ、またその後、直接請求による議員削減案、議員提案による削減案がこれまで提出され、そして否決をされてまいりました。議案はおのこの否決という形ですべて議決をされてきていますが、この2年間、実質的には継続審査をされてきたものと言ってもおかしくないものであります。したがって、当初3点セットという形で出された議員定数、市長の退職金、市長の給与のうち、この議会で議員定数の結論が出る以上、他の2つについても結論が出されることは当然だと考えております。

このうち市長の給与について、私は、市長職は重責でありこの給与を引き下げる必要はないと考えております。しかし、退職金については、これまでも地方自治を専門とする学者の間にも、市長の退職金制度の廃止を言われる方もおられます。例えば、東京大学名誉教授であり、地方分権推進委員会専門委員や、日本行政学会理事長などの要職を務められた大森彌氏は、平成22年8月に山口市で開催された研修会でこう述べられております。

「市長さんの退職金問題がどうして出てきているか、戦前は都道府県の知事は国の役人だったんです。だから、常勤職の職員だったんです。この人たちは、だから給料が支払われていたんです。したがって、一般職の扱いだったから、その人がやめたら退職金が出るんでしょう。ところが戦後、知事は公選に変わった。そのときに、怠慢か意図的かは別として、これを改革してないんです。選挙で選ばれる知事や市町村長も一般職の常勤職のようにみなしているんです。関係法規は地方自治法の204条ですが、首長が常勤職だなんて決めてはいません。しかし、204条は常勤職の一般職に関する包括規定になっているた

め、その中に書かれている首長は常勤職だと誤解されているのです。したがって、退職金が出るのは当たり前だという扱いになっている、これはおかしい」ちょっと間を抜いて、「この機会に、首長の退職金は廃止することを検討する。戦後改革の積み残し、宿題になっているのですから」、こう述べられております。

しかし、私は市長の退職金をゼロにまですることはやや疑問を感じております。しかし、市長等の特別職と教育長の、市民感覚からずれた高額な退職金には疑問を感じるものであります。内閣総理大臣をはじめ国务大臣については、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律により退職手当が支給されますが、その額は法律にはこう明記されております。「一般管理について定められているものの例による」、こう書かれております。総務省のホームページによりますと、俸給月額207万円の総理大臣の1年当たりの退職金は132万円弱で、4年勤めた場合でも527万円弱となっております。国务大臣では1年で96万円、副大臣では92万円、大臣政務官では1年当たり78万5,000円何がしという金額が、これは総務省のホームページにあります。

今回の提案は、この国の大臣等の例を参考に、それよりも条件的には若干多い退職金を支給する内容であり、賛成をいたしたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 議案第66号市長等の退職金の改正につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質問の中にあれこれ申し上げましたけれど、今回の退職金につきましては、盛り込まれてる中で、一度に83.3%の減額率であるということ、そういうことは容認できないと、激減策もなし、期間対応型もなし。また、4役につきましては、最初の、通常であれば雇用契約ですが、雇用契約する時点でそういうことも決めていない、払うというような状況になっておったにもかかわらず、今度は、終わりごろになったら払わないというのはちょっと腑に落ちないといういろんな条件があります。こういうものは容認できないというふうに思います。

また、一番の思いは、自分の関係する議案につきましては、自分で採決してもいいんですが、本来は市長の部局の、市長のほうから出てくるような議案は第三者機関等々に審議をゆだねる、その結果に基づいて調整をしながらやっていくということが大事かと考えます。

数々申し上げましたけど、その点を、全体を踏まえまして、この議案につきましては反対させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 議案第66号に賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

全国の都道府県知事が4年の任期を満了したときの退職金は大体4,000万円台、市レベルではこれが2,000万円台が主流となっております。本市の場合もほぼその水準だと言えます。が、首長の場合、任期を更新するごとに退職手当は発生いたしますので、3期、4期と勤めれば受け取り総額は膨大なものとなるわけであります。40年間勤めた一般市職員が、市長の4年間の退職金と大差ないというのは、市民感情からいっていかにも納得できないものだと思います。しかも、支給額にはこれまでそうであったというだけで、何らの客観的根拠がありません。この点は、副市長以下、いわゆる5役についても事情は同じだと思います。

先ほど、同僚議員から話がありましたが、例えば小泉元首相の退職手当、これは任期満了で658万円であります。1年で131万7,000円という額であります。小泉さんは、この当時の経済財政諮問会議でこのように言っております。「知事や市長は、どうしてあれほどたくさんもらうのか。総理大臣も各大臣も、退職金は要らないから、知事、市長ももっと退職金について考えてほしい。多過ぎるのではないか」こういうふうな経済財政諮問会議で発言して、各方面から注目されたというような事実もあります。

市長以下5役が、共済年金などを適用される市の職員であってみれば、市職員の退職手当支給基準に準ずるのは当然のことと考えるわけであります。よって、この条例改正には賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） 議案第66号に賛成の立場で討論をいたします。

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、常任の監査委員の5役の特別職の退職金は、国が定めるものではなく、各自治体が独自に条例でその支給額を定めているものであります。

平成22年7月議会におきまして、市長みずから市長の退職金をゼロとする条例を上程され、公明党はこの議案に賛成をしております。条例において、一般職員の退職金は給料の月額に勤続年数を乗じているのに対し、特別職の退職金では給料の月額に勤続月数を乗じており、その結果特別職の退職金は、在職4年で市長は約2,180万円、副市長は1,430万円、教育長、上下水道事業管理者は840万円、監査委員は530万円であります。これら的高額な退職金をたった4年間で受け取ることは、市民感覚として到底理解できるものではありません。また、公明党は、政策の中で、公務員給与、特別職の退職金については削減していく方針であります。

よって、特別職の退職金を削減する本議案に賛成をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○16番（今津 誠一君） 議案第66号について反対の意見を述べます。

通常、かような条例案は、執行部から提出されるのが一般的であり、常識的であると思います。その場合、議会の意見のみならず、広く市民の意見及び報酬審議会等の専門的機関の意見を十分聞き、また全国の自治体の状況等も参考に適正な退職手当の額について十分な検討を重ねた後に提出されるべきものと思います。

しかるに、議会が十分な思慮を経ることなく、極めて短期間に議会内の賛成議員の多数をもってこれを提案し採決しようとするのは、いかにも拙速の感が否めませんし、議会の横暴とも受けとめられると思います。

この条例案が提出されるに至った背景として、議員定数の削減があると思いますが、議員定数の削減は約2年以上の歳月をかけて、市民の意見等も十分しんしゃくした上で、議会がみずから決めるもので、その見返りとして、市長は除くとしても他の特別職等の退職金の大幅削減を議会が一方的に決めてもいいという理論は、私には理解しがたいものであります。

私は、これが採決された際の責めは負いかねますので反対をしたいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りをいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第66号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

議案第67号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第67号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。9番、久保議員。

〔9番 久保 玄爾君 登壇〕

○9番（久保 玄爾君） 議案第67号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、お手元に配付してありますとおりに提案いたします。

提案理由といたしまして、議員定数検討協議会、昨年ありましたが、ここの調査において、全国の類似都市の議員定数を調査したところ、平均値が約28人という調査結果が出

されましたが、現在、防府市議会は欠員が2人で、25人の議員で運営ができており、また、定数削減の民意もあることから、議員定数を27人から25人に変更するため本案を提案いたします。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。木村議員。

○21番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案第67号防府市議会の議員の定数を定める条例改正には反対をいたしたいと思っております。

防府市議会は平成22年10月に各会派の代表者11人から成る議員定数検討協議会、会長は三原昭治議員でありましたが、これを発足させ、平成23年9月までの約1年間に10回に及ぶ協議会を開催し、過去の選挙投票の内容や県内各市及び全国類似都市の議員定数、住民数、面積、報酬、常任委員会数等から議員定数のあり方について調査・分析し、真剣な議論を積み重ねて、その結果を9月20日に、「防府市議会における議員定数のあり方について」として議長に答申をしております。

その内容は、具体的な議員定数については全会一致に至らなかったため、各論併記にとどまったとはいうものの、防府市の議員定数は昭和60年に36人から32人に、平成10年には32人から30人に、平成18年には30人から27人に3度にわたって削減し現在に至っていること、また、この20年間に議員定数削減に伴って、議員空白区が1地区から4地区に拡大していること、地方自治法改正前の上限定数からの削減率では県内平均より高い、つまり県内の平均よりは多く削減しているということ、また、防府市と人口・面積が同程度である全国の類似都市の議員定数の平均は、先ほど提案者からもありましたが、28人であり、防府市はそれより少ないこと、議員報酬など議員にかかる経費は、類似都市の平均が住民1人当たり1,489円で、防府市の1,470円はそれより低いことなど、いずれをとってみても防府市の議員定数が決して多くない、否、むしろ少ないことを客観的な事実でもって示しておるところであります。

議員を減らせという意見に一貫しているのは、こうした客観的な事実の検証を通じて、あるべき議会の姿や、あるべき議員定数の問題を探求していくというのではなく、むしろ議員は恵まれ過ぎている、もっと身を削れというような極めて感情的、情念的な議論に特

徴があるように思われます。したがって、幾ら幾ら削減せよという数の点でも確たる根拠はありません。そして、幾ら減らしてもさらに削減を求めてくるという終わりのなき削減論が続くことになるわけであります。

地方議会不要論につながるこのような議論は、議会制民主主義を否定する極めて危険な動きであり、1920年代のドイツの例を引くまでもなく、国民・市民にさらなる大きな害悪をもたらすものだということができると思います。ファシズム研究者として知られる九州大学大学院教授の熊野直樹さんは、橋下大阪市長らの政治手法が台頭してくるこの背景に、現在の社会を覆っている閉塞状況を挙げておりまして、その上で、公務員や生活保護受給者らを攻撃することで、自分より得をしている、あるいは自分より楽をしているっぽい、つまり楽をしているかどうかよくわからないがそんな感じがする、そういうだれかが許せない、こう感じている多くの人々を刺激して動員するいじめの政治であるとして、その危険性を警告しているところであります。

今回の改正は、11月11日の市議選前、約4カ月という直前の改正であり、後出しじゃんけんのように途中からハードルを高くすることは、立候補者数を制限することになり、したがって、選挙権も制限することにつながります。

昨日の朝日新聞は、防府市議削減をめぐる記事を掲載し、その中で、定数をめぐるトラブルはうんざり、市のためにほかにやるべきことがあるはずだというある市民の声を紹介しておりますが、議会はみずから決めた議会改革をさらに徹底して推し進めるとともに、信念を持って市民にあくまで理性的な判断を呼びかけ、市の民主主義の発展のために力を尽くすべきだと、今こそそのことが必要だと考えております。

以上、この議員定数削減の条例案には反対をいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 議案第67号防府市議会議員定数の条例改正についてであります。このたびの議員定数につきましては、市長の選挙公約であった議員定数を半減にすることから端を発したことは言うまでもございませんが、公明党は、これまで議員半減とされた13人、また17人に対し反対の立場をとりました。理由については何度も討論いたしておりますので、ここでは省きます。

その後、議員定数検討協議会で幾度も協議がされつつも、統一的な数を踏むことができず、我々公明党としては市民が求める定数削減の範疇は、23人が妥当ではないかと判断いたしました。

そこで、23人に削減する条例改正案に賛同いたしました。大半は削減の意思はある

ものの、23人と25人とする案は相打ちとし、双方とも否決となり、その後24人も同様、実ることなく今日に至りました。そうした状況下のもとで、提出者である久保議員が、調整するために奔走された御苦勞に関しましては、敬意を表したいところであります。

11月の改選まで残り4カ月と少々の時節を迎えております。議員定数27人が削減され、定数が決定できる数が25人でおさまるようでありますので、苦渋選択であります。賛成いたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） 議案の第67号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、議員の数を大幅に削減をするということで、この議会に送っていただきました。今回、この25人という案につきまして、私どもが反対をすれば、万万が一、この25人という議案が流れるという可能性もなきにしもあらずというところを、私はここ何日間か、実際にここへこうして立つということ自体、大変恥ずかしく感じておるところでございますが、議員定数の検討協議会においても、私の思いは数を減すということをお願いをしまいましたが、議会という議論の中においては小田原評定というような気もしなくもないような検討協議会であったわけでございますが、今回のこの議員提案につきましては、渋々という言葉は私は使いたくはございません。いろんな形容詞を頭つけてでも賛成をするということで、私自身決めましたので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 私もこの条例案の改正に賛成をいたします。

先ほどから何人かの議員が言われたように、議員定数協議会という形で、昨年9月議会のちょうど間ぐらいにまとめがされました。その中で、私は全国的な状況の比較、人口が同じ、そしてまた面積も同じくらいの自治体の比較のデータ、それから防府市自身が36名から32名、30名、そして現行の条例定数であります27名と、そういうふうに削減する中で、議員空白の地域が増えてきている。そういったことの中で、私はその協議会の中で27名の現行を主張いたしました。昨年9月議会では、23名に減らすという案、あるいは当時の議長のあっせん案といいますが、そういう25名案というものも出ました。私は、この協議会の中で、ある程度数字がすり合わせができればというふうにも考えておりましたけれども、協議会は各論を併記するという形で、まとまりませんでしたので、結局、当時の議長のあっせん案に期待をしたんですけれども、23名案に固執する方々が随分おられて、それでは私は私の主張を貫くという形で、27名という形で、25名、23名案には反対をいたしました。その後、12月議会で24名案も出されまし

たが、唐突に動議という形で出されましたので、そして継続審議ということではできないということでありましたので、反対をさせていただきました。

少し時間がかかりましたけれども、当時の議長のあっせん案に準ずるような形で、今回の数字が出てきたものというふうに理解をし、賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第67号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 結構です。起立多数でございます。よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

議案第68号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第68号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。14番、田中敏靖議員。

〔14番 田中 敏靖君 登壇〕

○14番（田中 敏靖君） 議員報酬削減につきましては、議案提出者でございます、私、田中敏靖が提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号防府市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正についての提案理由は、お手元の議案書のとおりでございます。議員みずから身を削らず、経費削減で市民は納得するのでしょうか。国政に携わられる方からよく聞きます。議員たるものは、一本のろうそくであれ。身を焦がして明かりを照らすことが肝要と、まさにこのことと思います。私たち議員としては、まずは自分たちにできることは何か、その思いの中に率先してみずから痛みを受ける覚悟で、みずからの報酬を削減すべきと考え、提案に至った次第でございます。

削減内容を具体的に御説明申し上げますと、議長、現行51万3,000円を46万2,000円に、副議長、現行44万1,000円を39万7,000円に、議会の常任委員長、現行42万2,000円を38万円に、また、議会常任副委員長、現行41万8,000円を37万6,000円に、議会運営委員長、現行42万2,000円を38万円に、議会運営副委員長、現行41万8,000円を37万6,000円に、また、今回の議員、現行41万3,000円を37万2,000円に変更しようとするものでございます。

平成24年8月より実施した場合、この削減効果は、平成24年度では月額104万8,000円、その9カ月分として943万2,000円、次年度以降につきましては、年額1,257万6,000円となります。ただし、この額には報酬のみで算定しておりますので、賞与等の削減効果は別途あると思います。

以上、御説明申し上げたとおりでございますが、チェック機関として一丸となって議会改革に取り組む市議会の決意表明として、御賛同賜りますことをお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。土井議員。

○6番（土井 章君） 質疑をさせていただきます。私も、何日か前に田中議員が減額の議案を出したいというときに、私は賛成しますと、こういうふうに申し上げたんですが、出てきた議案をよくよく見ますと、これは我々の任期中だけではなくて制度化すると、要するに終わりが書いてないわけです。ということは、我々の任期だけじゃなくて、将来ずっとということであるので間違いないのかどうかを1点。

それと、今、提案理由の中には、経済の低迷の深刻化により、個人市民税や法人市民税の減少が見込まれるためというふうに書いてありますが、おっしゃるとおりですが、そこで、先ほど市長等の退職手当が議論され、採決をされました。退職手当は、いわゆる退職慰労金ですが、報酬というのは要するに労働の対価というふうに考えるべきで、なぜ、経済の低迷の深刻化により個人市民税や法人市民税の減少が見込まれるのであれば、むしろ報酬というよりは、退職慰労金のほうに先にまず手をつけるべきであるのに、なぜ反対されたのか、いまだ理解に苦しみます。

そこで質問ですが、先ほどのいろんな質疑の中で、こういうたぐいのものは、報酬審議会にかけるべきであるとか、あるいは雇用契約だという言葉がたびたび出ました。退職慰労金よりは生活給、労働の対価のほうはむしろ報酬審議会なり、かけるべきであるし、議員も、先ほどの論法から言えば、平成20年の11月に当選したときの雇用契約は改正前の報酬なんです。その点について、先ほどの説明と今度の説明、整合性がないように思うんですが、その辺をまずお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 最初の御質問は、任期中か将来ともということだと思いますが、これは任期中といえ、あともう何カ月しか残っておりませんので、そういうわけではございません。ずっと、次の改選があった後にも、同じ、この条例は適用していただくということで、提案させていただいております。

また、次の質問の報酬の改定は、生活給等々であって、先ほどの退職金の問題のときの質問した内容、報酬審議会等に通さなきゃならないんじゃないかと、こういうふうな御質

問ですが、みずから出す場合には特別な事情というのがあるというふうに聞いております。市長が出される場合にも、報酬審議会では答申があったかもしれませんが、みずから減額する場合には特別な事情として、報酬審議会の答申どおりではなく削減等々が出ておると、このように解釈しておりますので、議会、議員みずから出すものですから答申は要らない、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 独特の論法ですが、それはそれとして、雇用契約という言葉在先ほど使われたんなら、みずからも出すべきはないというふうに思うということをおっしゃいます。

そこで、これの報酬削減は制度であるというふうにおっしゃいました。11月には選挙があるわけですが、その後の人たちにも、もう減額の数字でいくんだということですが、ことしの秋には、先ほど言いましたように11月11日に投開票が行われる市議会議員選挙が予定されておりますが、特に若者の立候補予定者というか、市政改革のために出てみたいという人たちにとってみれば、こういう報酬削減というのは要するに立候補意欲を後退させるんじゃないかというふうに私は思いますが、そのことに対してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） まさにそのとおりだと思います。まさにそのとおり、まず、報酬が少なくなれば生活給としてやっておられる方は当然生活が苦しくなると、これは当然だと思います。

しかし今、この報酬等につきましては、さまざまな論議がされております。今、低額の報酬にして、あとはほかの手当等にやろうとか、全国各地でいろいろな議論が起こっております。これは、今度新たに選挙で当選された方々にその内容については議論していただく。ただし、最初にこの選挙に、議席をなる前に、条件として前もって示しておれば、当然納得していかれると思います。そういう条件でなるということ、その後は、当選された方々の考え方で、例えば政務調査費をどうかするとか、いろんな問題があります。いろんな問題が出てくると思います。しかし、そういうことについては、今、ここで議論することじゃございません。そういう状況の中で、いろんな問題はその時点でお考えになったらよいんじゃないかと。当然、私は今、身を削ることに対して重点を置いてこのような提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して討論を求めます。土井議員。

○6番（土井 章君） 田中議員提案の議案第68号に反対の立場から討論をいたします。

先ほど、確かに若者の立候補意欲を後退させるということも答弁の中でありましたが、できるだけ多くの人たちが立候補できる環境をつくるということは大事だろうというふうに思います。私は、現任期の議員が、自分たちの報酬をどうするかという場合であれば、20%削減でも賛成します。修正が出てくれば私は賛成します。ただ、次の期の人のことまで我々が詮議をするべきではない。それは、次の期に出てきた人たちが自分の報酬をどうするかって、20%カットするか、30%カットするか、カットしないか、増やすか、それはそのときの人が考えるべきであって、次世代の人たちの分までせこをやくのは越権行為であるというふうに思っております。

そういうことから、なぜ次期の分まで出されたのか、通らんことを前提にしておられるんではないかなというふうな気持ちさえ私はしておりますが、ぜひ、もし修正を、田中議員されるのであれば、ひょっとしたら20%でも通ると思いますが、そういうことも仕掛けてもらいたいというふうに思っています。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 議案第68号に反対の立場から討論をいたしたいと思っております。

この条例改正は、現行の議員報酬月額を一律10%削減しようというものでありますが、今、全国802市の議員報酬月額の平均は42万1,000円であります。防府市の議員報酬41万3,000円は、それより低いものであります。また、それは県内人口10万以上の都市、6市、6つの市がありますが、この中でも防府市の議員報酬は最低のものであります。

日本の基礎自治体の議員が、基本的にはフルタイムの議員であることが想定されておりました、また、そういう活動をするのが期待されているわけではありますが、この自治体の活動量というのは、いわゆる地方分権以来、以前に比べて飛躍的に活動量が増大しております。議会には、従来とは全く異なる責任が負わされております。この議会を担う議員をつくり出すことが、今、切実に求められていることではありますが、そういう点から見ますと、議員報酬をやみくもに削減するのは、それを阻害することになる、こういう識者の指摘もあるところであります。

また、山梨学院大学教授の江藤俊昭さん、我々がいろいろお世話になってる方でありま

すが、理論的にお世話になってる方ではありますが、この人は議員報酬についてこのように言っております。生活給的な水準でなければならない。活動量を考えると、日本では、議会が昼間開催となる。その場合、特定の層、つまりほかに主たる収入源を持ってる人、自営業とかその他ですね、こういう人だけを議員としないためには、一般のサラリーマンも退職して生活できるような水準が必要であると、そうしないと、市民各階、各層を反映した議会構成にならないと、特定の人たちだけが議会を占めることになる。そういうことで、生活給的な水準を保つことが必要であるというふうにも主張しておられるところであります。

そういう意味で、現在の防府市の議員報酬は、まさにぎりぎりのところだと私は思いますし、これをさらに削減するということには反対をしたいと思います。

以上であります。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 議案第68号市議会議員の報酬を削減する条例改正案についてですが、現在の市議会議員の報酬、給与ですが、10%削減をするこの条例改正案に公明党は賛成いたします。

議員定数の削減に関し、市民の意見はさまざまございました。当然のことではありますが、なかなか議員定数が決まらない中、次期の市議会議員選挙の定数の考え方に何人かの方からこのような意見が寄せられました。それは、現在、国においても国家公務員の給与や、国会議員の身を削る改革が大きくクローズアップされ、今後の成り行きが注目されている昨今であるが、防府市では議会改革に取り組んでいるのであれば、議会として支障のない定数と報酬の削減をあわせ、削減総額を決めて福祉政策に充ててはどうか、そういった身を削る判断を議会側からできないのかといった御意見をいただいたこともありました。私どもだけではないと思います。

また、先ほど議会側から提案した市長ほか特別職にある方の退職金を大きく削減することが可決いたしております。もし、この議員報酬削減条例改正案が決まらなかったとなれば、市民の多くは疑問を抱かれることは必至であります。

よって、この条例改正に公明党は賛成いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対意見もありますので、起立による採決といたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第68号の修正案は否決されました。

意見書第1号基地対策予算の増額等を求める意見書

○議長（安藤 二郎君） 意見書第1号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕

○10番（山田 耕治君） 意見書第1号、皆様のお手元に配付してあります意見書を読んで説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力をしているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金が交付されている。

基地交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して左記事項を実施されるよう、強く要望する。

1、基地交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設、範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

平成24年7月2日、防府市議会。

以上、御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託

を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号については原案のとおり可決されました。

意見書第2号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

○議長（安藤 二郎君） 意見書第2号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。8番、大田議員。

〔8番 大田雄二郎君 登壇〕

○8番（大田雄二郎君） 意見書第2号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。読ませていただいて、説明させていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。北朝鮮による日本人拉致事件の発生からすでに30年以上が経過するとともに、平成14年の日朝首脳会談で、北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、謝罪を行い、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致する」とした平壤宣言をうたってからも、9年の歳月が流れた。

この間、平成16年に拉致被害者5名が帰国した以外は、何ら進展がないままとなっている。

このような状況の中、北朝鮮では、昨年末に最高指導者の死去により政権が交代しており、このことは拉致問題の解決に向けた好機と考えられるが、一方で、不測の事態が発生し、拉致被害者の帰国はおろか、安全さえ脅かされる危険性も憂慮されるところである。

よって、国におかれては、北朝鮮国内の情勢に大きな動きが出ているこの機会を逃すことなく、拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向け、拉致問題の早期解決を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月2日、防府市議会。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号については原案のとおり可決されました。

市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど御審議をいただきました議案第63号補正予算の修正議決された件につきまして、再議をお願いいたしたいと思っております。

詳しい提出理由は後ほど述べさせていただくということで、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま市長から申し出がありましたので、暫時休憩といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時 1分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の再議について（追加）

○議長（安藤 二郎君） 休憩中に市長から議案第63号について再議書が提出されましたが、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査の申し出のみとなっておりますので、再議につきましては直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の再議を議題といたします。

本件は、市長から本日の本会議において修正可決した議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第176条第1項の規定により、お手

元の写しのとおり再議に付する旨の文書が提出されたものでございます。市長から再議に付する理由の説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） それでは、再議に付す理由を御説明いたします。

本日議決された平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、総務費総務管理費において、不当要求対応専門委員の報酬が減額してあることは、まことに遺憾であり、再議に付すものであります。

本市不当要求行為等防止対策委員会は、本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的取り組みを行うことによって、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の適正かつ円滑な執行を確保するために、平成16年度に設置したものであります。

しかしながら、本委員会はその機能や実効性の面において問題点を多く抱えておりましたので、専門家の参加の必要性を痛感し、昨年9月定例議会に補正予算で専門員の報酬を提案いたしました。御賛同いただけませんでした。

私は、そのことも含め、市民の御意思を問うため退職の申し出をいたしました。10月19日の臨時議会において、一転、全会一致で可決いただきましたので、退職申し出を撤回いたしましたところでございます。

この可決を受けまして、昨年11月に早速、委員会の体制強化を図ったところでございますが、申すまでもなく、確実に不当要求行為等への抑止力を高め、職員に安心して職務に精励してもらうための体制強化の最重要点は、不当要求行為等への対処について専門的知識と多くの経験を有しておられる弁護士に、不当要求対応専門委員として加わっていただいたことでもあります。

本委員会の新体制による活動は、わずか4カ月でございましたが、職員の意識の中にはその効果の兆しが見えております。その結果、大きな成果として庁内の意識の共有化、体制の強化が図られるとともに、専門委員から法的な面からの御指導をいただけたことが、職員の安心にもつながり、モチベーションも高まってきております。

こうした中で、このたびの修正により専門委員の就任ができないことになれば、この最重要点が失われることとなり、本委員会の意義が大きく損なわれ、不当要求に対し毅然として対処する体制が揺らいでしまうことにもつながりかねません。

以上、申し上げましたとおり、本市の公正・公平な行政運営にとって、不当要求対応専門委員は欠くことのできないものでございます。議員各位におかれては、これらの点を御深慮賜りまして再度、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。松村議員。

○5番（松村 学君） 再び議案第63号について、また再議がかかったということでございます。

私は総務委員会に属しておりまして、これについてもかなり慎重に審議を進めようと思ひまして、秘密会も提案いたしました。我々としてはなぜこれが必要なのかという、やっぱり理由がないと、どうしても賛同できないわけでございますが、このたびまた再議に上がったということで、我々も当然ですが、配慮をしなくてはならないと思ひますけれども、改めてそういったいろんな、10件ぐらい何か例があるという話をお聞きしましたけど、それについて議会にも説明をするというような用意があるのか、それについてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この不当要求というもののいわゆる具体的な内容を示してほしいと、こういうことを本会議でもお話がございましたし、いわゆる委員会の秘密会なるものにおいても、そのようなことが議論されたことは、よく報告を受けているところでございますが、これをつまびらかに明らかにしていくことは極めて難しいことなんです。したがって、過去における不当要求の例を申し上げさせていただきます。これは、私が平成10年に就任をいたしました。その以前のことでございますけれども、ほとんどの方が御存じないと思ひますけれども、市営住宅を68カ月借りて家賃も払わない、しかもそこには人が住んでいない、倉庫として使われている。あるいはまた、総務部長でしたか、総務部次長でございましたか、しかるべき担当の者が8,600枚ものコピーを一晩かかってとらされるというような常道・常識では到底考えられないような事柄が、過去に起こっているところでございます。

このような事柄が生じてしまったのも、実はいろいろ新聞報道で、全国的にも報道されましたが、当時の不当要求者の要求に屈して行政が執行していったと、こういうようなことがあるわけでありまして、これはもう取り返しのつかない事態と相なって、防府市政は大混乱を来したところでございます。

不当要求者あるいはらしき人というのは、非常に巧妙にそこらあたりのところを突いてこられるのが常套であるわけでありまして、そのようなことに対しては、一つ一つチェックする機関が市の中にある、また、それに精通した専門の先生がおられるというだけで大きな抑止力になっていく、あるいはまた、その不当要求者らしき人たちに対しての職員の対応の仕方にも大いに変化が出てくるわけでありまして、私は、議会の皆様方のわずかな差で、これがまたしても葬り去られるというような事態を看過するわけにはまいらない。昨年秋は、辞表を提出して、このことについて市民にお聞きをしたいと、このように思

ってしたわけですが、あの折は全会一致で可決をいただいたわけですが、同じ気持ちで、私はこのことに臨んでおりますし、わずか4カ月の間ではございましたが、市の職員の中で積極的な意見の開陳も出てくる。もって、かなりそのような状況がおさまってきていたかのように、私は感じているところでございます。

この4月から今日までにおきましては、1度この本会議でも申し上げたかと思いますが、そこいらじゅうに響き渡るほどの大声で叫ばれる方も中にはあるわけですが、そういう方々に対しての対応の仕方などについても御指導を仰ぐことができる、直接御指導を仰いでいただくこともできる、そういう専門員でございますので、どうか御理解をいただいて、防府市が不当要求に屈しない、また不当要求をさせない、不当要求の具体的なものを示せということではなくて、不当要求をさせない行政機関でなくてはならないということを私は申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 何度も同じ議論になってしまうんです。市長が今言われたように、9月以降、辞職騒動がありまして、全会一致で可決したと言われました。我々も、これは、何で二重に弁護士を依頼せんにゃあいけんのか、顧問弁護士はもうおるわけですから、既に本市におきましては。これは意味がないだろうということだったんです。だったんですが、市長が余りにも強いお気持ちで言われましたので、あと半年分の予算ですから半年やらしてみようと、本当に不当要求なるものがあるって、その弁護士の方々に御依頼しないといけないということがあるんであれば、これは毎年認めていかななくてはならないねと、こういう話だったと思います。そのとき市長も、そのようなことを言われたように聞いております。

しかし、実際ひも解いてみますと、4件ほど疑われるものがありましたけども、不当要求なるものは全くなかったということで、そしてまた、その内容にすら我々が質問するんですが、答えていただけないと。やっぱり、どういうことがあって、どういうふうに対処せんにゃあいけんから、ああ、弁護士さんに御依頼せんにゃあいけんよということがきちっと、起承転結といいますか、理論がきちっと確立できていて、それなら必要だからしなくてははいけませんねというふうにして、執行部の方が説明していただかなくてはならないわけです。なのに、何回尋ねてもないと、平行線だということで、したくても賛成できない。というか、もう既に議論をしたんだけども、議論すらできない、資料も出せない、こういう話では、ちょっと、また、何回も出されても同じ結果になるのではないかなと思っております。

また、そこらじゅうに響き渡る大声というようなことも、今、言われましたけども、それにつきましては、市長も冒頭、今議会の答弁がありましたけど、警察のほうに問い合わせをされて、すぐ警察の方が対応されて、事なきを得たようなことを言われましたので、要は、そういうふうにはパート、パート、その分野の方々に依頼して、例えば法的な知識については顧問弁護士に、そして刑事事件になりそうなきときには警察に、そして、また内部では部長、課長、または副市長であり、市長であり、トップの者が、責任ある者が対応していけば、三者三様がしっかりとスクラムを組んでいけば、私は不当要求をしのげると。当然、あってはならないことです。それは、私らも同感です。そのようにスクラムを組んでやっていただくことのほうが先なのではないかと。そして、顧問弁護士の方にもきちっと相談して、やっぱ対応すべきではないかと。顧問弁護士の方も、聞けば、この、今の専門委員にして同門の、同系の弁護士さんであるというふうにも聞いてますし、連携はとれてるはずであると認識をしますので、そういったことでは、もうこれ以上、議論は進まないよということをちょっと申し述べさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 平行線になるおそれがございますが、ほかの聞いておられる方々にとっては、新鮮な話として耳を傾けてもいただきたいと思いますというわけでございますが、不当要求あるいは不当要求者らしき人たちというのは、実に巧妙でございます。実に、巧妙な方々は、どういう手段で行政にいろいろなアタックをしていくかということについて、それらを一つひとつを私どもが御説明をしていくということは、これは不当要求をとめるためにも、あるいはまた、不当要求を生じさせない、それに屈しないためにも開示できません。これらをお示しをすることによって、ますます彼らはさらなる知恵と力をつけていくところでもございましょう。というようなことなども考えながら、議員の皆様方にはいろいろな形で、何度も私はこの場でも申し上げておりますが、行政機関に対して物が言える議員各位には頭を下げて、平身低頭して、いろいろなことをおっしゃってこられるかもわかりませんが、そうでない部分においての状況は目に余るものがあると。

また、顧問弁護士もおられるということでございました。確かに、いただいております。ただ、直ちに相談に乗っていただけるかということになりますと、なかなかこれが機動性に欠ける点もございます。また、専門性もございます。また、その当事者にとっての抑止力といいますか、説得力といいますか、そういう力においても、また御経験の中から違うものがあるかと私は考えているところでもございますので、わずかな、金額的にはわずかなところでもございますが、行政委員としてのお立場を得ていただくためには、報酬をお認めをいただければならないと、このように感じているところでございますので、

御理解をいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） もう1点だけ申し添えさせていただきますけど、機動性を言うんでしたら、何で山口の弁護士事務所に依頼しなくてはならないのか。近くの防府市の弁護士事務所に依頼すればすぐ来てもらえます。だから、うちの今の顧問弁護士も山口の事務所です。同じ位置から、ここまで来るのに30分以上かかります。当然、常駐はしてるわけじゃないわけですから、機動性には欠いておるということは否めないのではないかなと思います。そういう状況で、条件は一緒なんですから、今さらそれをやる必要があるのかということはあると思います。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 昨年の9月議会で減額をされて、10月の臨時議会で11月から3月までの5カ月分を報酬をつけたという形で来て、3月議会で、4月からの分を、1年間の分をまた削除したというような形でこれまで参りました。

それでちょっと、9月議会では23年度の決算の数字が明らかになりますので、もう今時点でもおわかりだと思うんですが、たしか5カ月分を、報酬をつけましたけれども、委員会は5回なくて、たしか3回くらい、11月からですね、3月の間に3回くらいだったと思います。それで、お2人の方をお願いするということなので、3回であれば延べ6人役というのか、ということで報酬が支払われるということがあつたらうと思いますが、いつかの議会で市長さんが、弁護士の方はボランティアでもやりますというお話をされたような気がいたします。そういうことの中で、この弁護士さんに専門委員としての報酬は支払われたのかどうか、6人役分です。もし、一部だけ支払われておるんであれば、何回分の何人分が支払われたのか、ちょっとそれをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 23年度につきましては、11月の25日からだったと思いますけれども、年度内で3回ほど委員会を開いております。そして、支払いにつきましては、報酬と山口からの旅費、いわゆる費用弁償でございますが、これを6人分——6人役です——支払ったところでございますが、報酬につきましては、御本人の強い御希望で辞退をされて、返納をされております。ということでございます。ですから、旅費のみの費用弁償だけをお支払いしているという形でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それで、今回、補正予算で出されておりますのは、報酬の金額だけ出されておるわけですね。交通費の費用弁償は、これは別の予算から出るというこ

とになるわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 費用弁償につきましては、旅費で出るようになっております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そうしますと、これを再議にまでかけて出す意味というのがどの辺にあるのか、市長の真意を疑うんですけれども、過去5カ月分の予算をつけたけれども、それは実質は執行されなかったという形ですよ。そういうものについて、これをまたあえて出すというのはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しみます。

私は、討論のときにこう申し上げました。この削除には賛成するけれども、弁護士さんはボランティアでもやるということなので、ボランティアでやることは否定しないと。そういうことであれば、今までと同じような形で、この報酬がなくても、弁護士さんにはある意味では失礼な話になりますけれども、議会のほうでは予算を認めてもらえないので引き続きお願いできないかということで、交通費ほど、これは旅費で支払われれば、何も再議にかけて大げさにする必要はさらさらないんだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ボランティアというのは、御存じと思いますが、あくまでもその方の御意思でなさる行為でございます。行政委員としてこちらがお願いをし、またそれなりの権限を保有していただくに当たって、最初からボランティアでというようなことは、これはかないません。結果的にボランティアにという形になるのかもしれませんが、私も行政の組織体としてはそのような形はとれないということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 最初からそういうことはとれないと言われるけれども、もうそういう形で3回やられてるわけですよ、ボランティアで、既に。でありますから、3回それでやられているわけですから、引き続きお願いすればいいんじゃないかと思っております。

それから、市長は盛んに行政委員というふうに言われますけど、行政委員という言葉はちょっとわかりにくいんですけれども、これは行政委員会の委員という意味で行政委員という言葉が使われてるのではないと思っております。行政委員会というのは、教育委員会とか、公平委員会とか、農業委員会とかいうのが行政委員会でありまして、今のこの不当要求行為等防止対策委員会というのは、要綱で設置をされた附属機関ですから、行政委員という

言葉を使うのが適当なのか、私はちょっと疑問に思います。

それで、要綱で設置された専門委員、これはある意味では非常勤職員になるのかどうかわかりませんが、それは教育委員会が規則で設置をされた学校運営協議会の委員、規則で設置された学校運営協議会の委員さんは、今、ボランティアでやっておるわけですね、無報酬で。そういう形でありますので、もう既に実態として、この弁護士さんはボランティアでやられておると。それから、市の中には規則で設置したそういった委員さんもおると、無報酬で。そういうことで、この委員について報酬をこういう形で出す必要があるのかどうかよくわからないし、ボランティアでやることについては、これは議会全体がそう考えないかもしれませんが、私は少なくともボランティアでやることを否定はいたしませんので、そういう形でぜひ不当要求に対して対処していただければ、何ら問題はなかろうというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどのボランティアという形で、ちょっと議員が少し誤解をされているのかとも思いますけれども、私どもは報酬を予算化して、その中から支出調書というものをつくります。そして御印鑑をいただいて、受け取っていただいた後に返納されているということですので、必ず予算措置が必要です。このことは、自治法の203条の2にも明記されております。非常勤の職員には報酬を支払う義務があるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 非常勤の職員というふうに言われたんで、行政委員じゃなくて非常勤の職員だろうと思うんですが、非常勤の職員には自治法でということがありますかもしれないけれど、教育委員会では非常勤の職員である学校運営協議会の委員には、これはどういう形の法解釈かわかりませんが、そういう形で、今、無報酬でやっていたわけですね。したがって、規則で定めてある非常勤職員でさえできるのに、要綱で定める非常勤職員についてどうしてできないのか、その辺について御回答をお願いしたいと思います。片方は、規則で定めてるんですよ。規則で定めてる非常勤職員に対してできるのに、何で要綱で定めてるものでそういうことができないのか、これはちょっと納得いくような説明をしていただかないと困ると思うんですが。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどから申しますように、自治法のほうで、203条の2でございますけれども、普通地方公共団体は、いろんな委員があります。専門委員もありましょうけど、非常勤の職員もございます。これに報酬を支給しなければならないとい

うふうになっておるわけでごさいます、支払うためには予算措置が必要であるということ。そして、委嘱状をお渡しするわけでごさいますから、その人たちは当然、通勤といいますが、そこ、学校なら学校、市役所なら市役所ということで通われるわけでごさいます。こうした中で、例えば、例えば不慮の事故に遭われるとか、公務災害といったことにもなるわけでごさいますので、きちりとその要綱あるいは規則によって辞令行為をして、そしてその身分をきちんと保障してるわけでごさいますので、非常勤の職員の方に対してもきちんとその報酬の対価というものをもって対応するのが妥当なこの制度だろうというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） きちっと答えていただいてないですけども、要するに途中で不慮の事故とかいろんなことがあったときのために、ちゃんとした辞令交付は既にしてるわけですよ。してるわけですから、そういった問題は関係ないわけです。だから、例えば要綱の中で無報酬とするというふうに一言書けばそれで済むんだと思うんですけども、無報酬とするというふうに要綱の中で書けば、それはそれで済む話だろうと思うんですけども、そうじゃないんですか。片方は、規則で、それでやってるわけですよ、同じ市の中で。規則でやれることが、何で要綱でできないのかというふうに言ってるんです。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今のお言葉でごさいますけれども、私どもは、この自治法の解釈として、その例外はないというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 自治法で例外はないと言うて、教育委員会の例外を認めてるわけですよ。だから、それは同じように実際は認めてるわけでしょう、今、ないというふうに言うけども。それは不当要求の片方で報酬をつけなくちゃいけないからそういうふうに言うだけであって、防府市の行政とすればそれを認めてるわけですから、何でそれを、片方、規則で定める、学校運営協議会は、これは文科省の通知によって非常勤職員ですというふうになってるわけですよ、さっき部長が言われたように。片方で、非常勤職員で規則について無報酬だということやりながら、それよりも法令的にはランクの落ちる要綱で、何でそれができないのかというふうに聞いてるわけです。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 何度も同じことになりますけれども、これは、どう言うたらいいですか、不適切な対応になろうと思います。いわゆる費用的な裏づけがない任用というものが不適切な任用に当たるのではないかというふうに解釈しております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 不適切な対応というふうに言われましたけど、不適切な対応という形で、片方で100人以上の方をそうやって、今、任命してるわけですよね。だから、これは2名ぐらいの方もそういう形でされればいいということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 実は、先生にお願い申し上げますときに、専門委員として加わっていただく上で、直接対決、あるいはその場に乗り込んでいって、私もいわゆる執行というものをしたいというふうな御意思がございました。したがって、委員としての執行権をちょうだいしたいというふうな、積極的なそのような御意見もございまして、執行権というものが確保されますには予算上の措置がなければだめだというようなことございまして。

それから、もう1件、先ほど松村議員さんの御質問に戻るわけですが、機動力、確かににお二方とも山口市に事務所を構えておいででございます。ただ、先生のほうは、例えば一朝事あれば、ここへすぐ飛んできてもいいぞと、あるいは、何か事あるようであればずっと待機してもそれは構わんというふうな積極的な、そういう協力体制がございまして、若干、顧問弁護士さんにも、私もお願いしたこともございますが、そのあたりは違うということは、御理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ちょっとよく、副市長の言われることがわかりにくいのもう一度お聞きしますが、附属機関の——市長の附属機関ですよね、これは。市長の附属機関の非常勤職員、その方に行政の執行権というものを与えられることができるわけでしょうか。附属機関ですよ、これは。補助機関じゃなくて附属機関ですよ。補助機関の職員であれば、市長のかわりの執行権は与えられますけれども、これは附属機関の職員ですよね、非常勤職員。附属機関の職員にそういう執行権を与えることは法的に可能なんですか。できんでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 辞令行為として、不当要求対応専門委員というような辞令を渡しているところでございまして、そういった形の中で対応もしていただいているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そうすると、辞令は2つあるわけですか。不当要求対応専門

委員とこの不当要求行為等防止対策委員会の委員と、2つ辞令が出てるということになるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 失礼いたしました。対策委員会専門委員でございます。ただ、そういった中で、今の専門委員の方の御好意で、直接、対応もしていくことは可能であるというふうな、対応といたしますか、いわゆる応対ということですが、可能であるということを御了解いただいております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） いや、その方がやると言っても、附属機関の非常勤職員にそういうことをお願いするということは法的に問題があるんじゃないですか。その方がやると言ったって、その方はそういう附属機関の非常勤職員ですよ。附属機関というのは、通常、市長に対する意見を申し上げるだとかいうことで、補助機関の職員とは違うわけですよ。一般の職員さんは、副市長以下みんな市長の補助機関だけれども、補助機関と附属機関は違うわけですから、附属機関の非常勤職員が、その方が幾らそういう能力があっても、それを行政の立場として認めることがあっていいわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これまで実際にはございません。それと、私どもが対応する場合に、その側面から、助言なり支援をしていただくというように考えていただければよろしいかと思っております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。（「議長、休憩をお願いしたい」と呼ぶ者あり）

では、暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後4時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

討論はよろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） では、討論を終結して、これより本件を起立による採決といたします。この場合、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。出席議員は25人であり、その3分の2は17人であります。本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） ただいまの起立者は所定数に達しません。よって、議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の再議の件は、さきの議決のとおり決することは否決されました。

議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の再議の件は、さきの議決のとおり決することは否決されましたので、改めて修正前の原案を議題とし、審議することにいたします。

これより、議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第63号については否決されました。

市長。

○市長（松浦 正人君） 改めて補正予算を提出いたしたいと思いますので、暫時休憩を。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時 3分 休憩

午後4時 9分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第69号平成24年度防府市一般会計補正予算（第3号）（追加）

○議長（安藤 二郎君） 休憩中にお手元に配付してありますとおり、市長より追加議案の提出がありました。先ほども申しあげましたけれども、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査の申し出のみとなっておりますので、この追加議案は、議案第69号については直ちに議題にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号を議題とい

たします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第69号平成24年度防府市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本案は、平成24年度防府市一般会計補正予算につきまして、改めてお願いするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億8,412万3,000円を追加し、補正後の予算総額を404億7,312万3,000円といたしております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、本日の本会議において審議の上、否決となりました議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）の一部を変更したもので、第1表の歳入歳出予算補正のうち、3ページの10款教育費3項中学校費の補正額を724万5,000円といたしまして、補正後の額を4億51万3,000円といたすとともに、同じページの14款予備費1項予備費の補正額を6億4,819万6,000円といたしまして、補正後の額を7億5,513万8,000円といたすものでございます。

事項別の内容といたしましては、18ページ中段の10款教育費3項中学校費2目教育振興費の中学校教材用品整備事業におきまして、武道必修化に伴い、柔道を履修する全生徒に貸与する柔道着等の購入に係る経費として724万5,000円を計上いたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。青木議員。

○23番（青木 明夫君） 議案第69号平成24年度防府市一般会計補正予算（第3号）に対して修正案を提出したいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま動議が提出されましたけれども、賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。では、修正案を配付。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 1 3 分 休憩

午後 4 時 4 9 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいま青木議員から修正案の提出がありましたので、説明をお願いいたします。

〔 2 3 番 青木 明夫君 登壇 〕

○ 2 3 番（青木 明夫君） 議案第 6 9 号平成 2 4 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）修正案提案理由を説明いたします。

不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を専門委員としようとしているが、防府市は顧問弁護士制度を置いており、顧問弁護士の対応で十分と考えられるため、この修正案を提出いたします。報酬 3 6 万 6, 0 0 0 円を予備費で対応する修正案を提出いたします。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して討論を求めます。（後刻訂正あり）高砂議員。

○ 1 5 番（高砂 朋子君） ただいま出されました議案第 6 9 号不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を専門委員としようとしているがということで、この廃止をする修正案に対しまして反対の立場で討論をいたします。

この予算に関しましては、当初より職員が不当要求等に関する事柄に対応するための必要な経費であることをずっと主張してまいりました。今後も、職員が不当要求等対応の専門委員に安心して相談ができる体制、環境をつくっておくことは必要と考えております。

そういったことから、この修正案には反対、原案に賛成の討論としたいと思います。

また、今出されました補正予算（第3号）でございますけれども、この中に柔道着の予算が増額して計上されております。この柔道着に関しては、武道必修化に伴い必要になったわけでございます、2学年のうちに20時限、初歩的なことで傷みも少ないということ、また、保護者の経済的な負担軽減のためにも必要な生徒に貸与するとなるという方針のもとでの予算と考え、それはよかったと考えております。

しかしながら、出されたこれだけの予算に関しては、全額必要ではないのではないかと考えております。執行の段階で、市内の御家庭には余り使用、（「修正案に対する討論」と呼ぶ者あり）ちょっと慌ててしまいました。ちょっと短時間での提案で、ちょっと私も戸惑いをいたしました。

訂正をいたします。今後さらに必要な経費であるということで、不当要求等防止対策委員会の予算を削るという修正案には反対ということで討論したいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 先ほどちょっと失礼しましたけれども、討論については修正案及び原案について一括して討論を求めますということです。よろしくお願ひします。（発言する者あり）どうも失礼しました。議長が悪いんです。（笑声）失礼しました。高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 自信を持って頑張ります。それでは、再度申し上げます。議案第69号、総務管理費の中の不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬については、修正案が出されましたけれども、原案に賛成の立場で討論をいたします。

この予算に関しましては、当初より審議の場で、職員の不当要求等に関する事柄に対応するための必要な経費であることを主張してまいりました。今後も職員が不当要求等対応の専門委員に安心して相談ができる環境をつくっておくことは必要と考えます。

よって修正案に反対、原案に賛成の討論といたします。

また、この出された予算全体でございますけれども、その修正案を除く原案でございますが、この中には武道必修化に伴い必要になった柔道着の予算が組み込まれております。この柔道着ですけれども、時間的には2学年の間に20時限、初歩的なことを学ぶということで傷みも少なく、保護者の経済的な負担軽減のためにも、必要な生徒に貸与するということで、喜ばしいことかと思ひます。

しかしながら、この予算におかれましては、増額をされているわけですが、出された予算が、これだけの費用がかからないのではないかと考えております。執行の段階で、市内の御家庭には余り使用されていない柔道着も眠っているのではという声もあり、それを有効にする、有効に利用していく等の工夫も考慮すべきではないか、そういったことも

考えております。授業開始前までには、そういったことも配慮していただきたい、こういったことを申し添えておきたいと思っております。

よって、再度提案されましたこの原案に対して賛成をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） ただいま出されております修正案につきましては、不当要求行為等防止対策委員会の専門委員の報酬を削減する修正でございます。先ほど討論をいたしました内容で反対の立場を表明いたします。

また、新たに出されております補正予算案につきましては、柔道着の問題を予算化されておりますが、この中でCRTの検査費用が含まれております。この問題につきましても、先ほど討論した中身で、CRT検査を新たに検査をする予算につきましては反対ということで、原案については反対の立場を表明いたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） 議案第69号の修正案につきましては、反対の立場で討論させていただきますが、先ほど先輩の議員が討論なさったわけで、そのとおりの内容ということで、それを除く原案の柔道着に対しては賛成ではあるんですが、賛成の立場で討論いたしますが、若干申し添えておきたいと思っております。

この予算、大変大きな金額になっておるわけでございます。執行においては無駄のない使い方ということを考えていただきたいと思っておりますし、9月末までには我々を含めた世代の、あるいは我々よりちょっと若い世代にもたくさんの人たちが使っておりました、いわゆる先輩、子どもたちにとっては先輩方がお使いになった、そういった柔道着をしっかりと受け継いでいくという、そういった心を養うためにも、そういった柔道着をしっかりと9月末までには集められると、そういうことをお願いをし、意見として添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 修正案については賛成をいたします。また、それを除く原案についても賛成をいたします。

不当要求行為等防止対策委員会につきましては、先ほど質疑の中で申し上げましたように、弁護士さんはボランティアでもやるということなので、ボランティアでやることは否定をいたしません。そういう意味で御理解をいただければというふうに思います。ただ、専門委員報酬を本当に払う必要があるのか、それについて十分なものが示されていないと

いうことで、削除をするほうに賛成をいたします。

それから、柔道着については、先ほどの増額修正案ということを確認したものを執行部のほうで出していただいたということで理解をしております。もし、他の議員が言われるように、この予算が余るようであれば、既に購入をしておる2年生の中で、今度、3年生はもう柔道の授業はないということでもありますので、2年生の子どもさんで要らなくなったものを市が買い取るというような形のことも、今後、検討していただいて、十分にこの予算を使うと。そのことによって、既に行った人と、これから貸与という形の人との不公平感、こういったものが幾分でも解消されるのではないかと。全額ということにはならないかもしれませんが、安い値段で買い取るという形で、ある意味では既に行った人たちに、後追いの補助になりますけれども、そういう形で実質的に補助ができるのではないかと。こういったこともこの予算の中で検討できればしていただきたいということを申し上げて、討論を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、原案及び修正案について、起立による採決といたします。

最初に、青木議員提出の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、青木議員提出の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決をいたします。これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第69号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

○20番（田中 健次君） 先ほど決議6号を補正予算（第2号）について出しましたが、補正予算（第2号）が否決されましたので、同じ内容の附帯決議を提出したいと思いますので、お取り計らい、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま議案第69号平成24年度防府市一般会計補正予算の附帯決議が出されましたけれども、所定の賛成者はありますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。

所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本来ですとここで議会運営委員会に日程をお諮りするところですが、最終日でありますので、残す日程はございませんので、議会運営委員会にはお諮りいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、ここで附帯決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午後 5 時 4 分 休憩

午後 5 時 6 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第 7 号平成 2 4 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）の学力検査（C R T 検査）事業に関する附帯決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） 決議第 7 号平成 2 4 年度防府市一般会計補正予算に対する附帯決議案を議題といたします。

決議第 7 号の提出者から提案理由の説明を求めます。田中健次議員。

〔 2 0 番 田中 健次君 登壇〕

○ 2 0 番（田中 健次君） 決議第 7 号でありますけれども、先ほどの附帯決議と案文は一緒であります。違っておりますのは、表題の後に補正予算、先ほどは（第 2 号）でありましたけど、（第 3 号）、新しい補正予算になりましたので、その点だけ変わっておりますので、内容については省略をさせていただきます。内容については先ほどと同じ内容になりますので、省略をさせていただきます。

御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 先ほどの決議第6号と原文、一緒ということで、反対の理由も先ほどと同様といたします。反対の立場を表明しておきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第7号についてお諮りいたします。決議第7号についてはこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、決議第7号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安藤 二郎君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これを持ちまして、平成24年第3回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 5 時 9 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 4 年 7 月 2 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 今 津 誠 一